

第 9 回

浜坂町・温泉町

合 併 協 議 会 会 議 録

平成 16 年 6 月 16 日

浜坂町・温泉町合併協議会

第9回浜坂町・温泉町合併協議会 会議録

日 時 平成16年6月16日(水) 午後1時30分～午後5時20分

場 所 浜坂町多目的集会施設2階ホール

出席者

協議会委員(計20名)

浜坂町	浜坂町	温泉町	温泉町
中村政行	木谷重幸	馬場雅人	朝野美喜代
丸山諄二	熊本恭乃	松元襄司	岡田衆二
小林俊之	中井登	田中要	田中董
田中満穂	中田雄久	西脇明	中井祥三
田村昭	西垣晋輔	西村公子	中井功

幹事会(計6名)

浜坂町	温泉町
脇本松夫	北村繁行
岡村克巳	山崎正男
仲村秀幸	中村茂

専門部会(計4名)

浜坂町	温泉町
新古雅紀 (教育部会部会長)	尾崎美津人 (教育部会副部会長)
石原孝行 (産業経済部会副部会長)	岡田忠造 (産業経済部会部会長)

事務局(計7名)

阪本晴良	宮脇美智子
西村大介	仲村祐子
西村徹	川崎晴人
太田洋二	

欠席者

なし

第9回浜坂町・温泉町合併協議会

日 時：平成16年6月16日（水）

13：30～

場 所：浜坂町多目的集会施設2階ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

(1) 協議事項

協議第11号（継続） 新町の名称について

協議第40号 新町建設計画（その6）について

協議第41号 農林水産関係事務事業の取扱い（その1）について

協議第42号 学校教育関係事務事業の取扱い（その1）について

5 その他

(1) 住民懇談会について

別紙「住民懇談会開催要領」のとおり

(2) 第10回協議会の開催について

日時 平成16年7月9日（金）13：30～

場所 浜坂町多目的集会施設 2階ホール

協議事項

- ・新町の名称について（継続）
- ・農林水産関係事務事業の取扱い（その1）について（継続）
- ・新町建設計画（その7）について
- ・国民健康保険事業の取扱いについて
- ・介護保険事業の取扱いについて
- ・消防団の取扱いについて
- ・総務関係事務事業の取扱い（その2）について
- ・住民関係事務事業の取扱い（その1）について
- ・環境関係事務事業の取扱い（その1）について
- ・保健医療関係事務事業の取扱い（その2）について

- ・福祉関係事務事業の取扱い（その３）について
- ・水道・下水道関係事務事業の取扱い（その１）について
- ・水道・下水道関係事務事業の取扱い（その２）について
- ・社会教育関係事務事業の取扱い（その１）について

6 閉 会

阪本事務局長 失礼させていただきます。ただ今から第9回浜坂町・温泉町合併協議会を初めていただきます。

松元議長、よろしくお願いいたします。

松元議長 本日は御苦労さんでございます。梅雨の合間というところでございますが、空は晴れ上がっているようでございます。この梅雨の合間のいい日に、またこの会を持たせていただくということで、この会も今日も進展いたしますことを期待しているところでございます。どうぞいい御意見を交わしていただきまして、協議の進展をお願いしたいところでございます。傍聴者の方々もよろしくお願いいたします。

ただいまから第9回浜坂町・温泉町合併協議会を開会いたします。

続きまして、会長あいさつ。

中村会長、よろしくお願いいたします。

中村会長 皆さん、こんにちは。先般から梅雨の中休みということで、こうした好天が続いております。本日は第9回の浜坂町・温泉町合併協議会の御案内を申し上げましたところ、委員の皆さんには全員おそろいで御出席をいただきまして協議、御審議をいただきますことを、感謝とお礼を申し上げます。特に、本日の協議案件は後程、御説明、御提案をさせていただきますが、継続協議になっております新町の町名について両町の意見が膠着し、また対立をいたしております。しかし、この2町合併、何としても、どうしても成就しなければ、両町の今後の財政運営ができないというふうに思っております。この上でのどうぞ建設的な御意見や御討議をいただきまして、ぜひ前進を図っていただきますよう私の方からもお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

松元議長 では続きまして、会議の成立について、事務局から報告いたします。

局長。

阪本事務局長 では、報告申し上げます。

合併協議会規約第10条第3項の規定により、委員の半数以上の出席で成立することとなりますが、本日の出席は20名全員で、会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、顧問の先生方につきましては、本日は公務のため欠席の報告をいただいております。以上でございます。

松元議長 続きまして、会議録署名委員の指名の件については、会議運営規程第4条第2項の規定に基づき、議長から指名させていただきます。

浜坂町、田中満穂委員、温泉町、田中要委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の協議事項の提案説明をお願いいたします。

中村会長。

中村会長 それでは、協議事項の提案説明を申し上げます。

協議第11号（継続）の新町の名称について、協議第40号、新町建設計画（その6）について、協議第41号、農林水産関係事務事業の取扱い（その1）について、協議第42号、学校教育関係事務事業の取扱い（その1）について、以上の4件の御提案を申し上げます。

後程、事務局長より朗読説明をさせますので、御審議の方、よろしくお願いを申し上げます。

松元議長 では、協議第11号、新町の名称についてを議題とします。

この件につきまして、私の方から説明をいたします。

前日も継続協議として新町の名称についてを議題とし、討議をいたしました。そうした中で、3号委員さんからの御提案をいただいて、2号委員、1号委員の集まりでその進展について、方向性についてを協議したらということで集まらせていただきました。1号、2号による調整会議ということで、5月22日に持たせていただきました。そのことについて、3号委員さんの協議の結果を受けてそれぞれお話をいただきましたが、合併についてはなし遂げなくてはならないというお話は出る訳でございますが、新町の名称についてということには進展がなかったというのが現状でございます。方向性を出すに至らなかったということでございます。

そうした中で、今日、合併に向かうために、さらに3号委員さんにこの調整をぜひお願いしたいということで、議長、町長で3号委員さんの座長、副座長に2度お会いさせていただくこととなりました。その調整について、また3号委員さん、座長さんの方から今日も報告いただきまして、次の議事へと進めてまいりたいと思いますので、御了解願いたいと思います。

中井座長さん、よろしいでしょうか。

中井座長、お願いいたします。

中井（登）委員 座長としての御報告申し上げたいと思いますけども、第8回に温泉町の会場におきまして、3号委員の会議の報告をいたしました。その結果に基づきまして、私どもの提案をさせていただいた1号、2号による全員の協議会を実施してほしいとの要請を早々に実現していただきまして、大変感謝いたしておるところであります。その内容を吟味された上で、再度3号委員にという要請を受けました。しかし、3号委員さんを全部集めて協議をする段階ではないという形で、報告した以外の進展はありませんという回答を申し上げて、さらに町長、議長会はこの現実を踏まえて、もう一度、真剣に議論をしていただきたいと。それについて私ども3号委員の座長、副座長が御協力できることがあればいたしますけれども、とりあえずそういうことで御回答申し上げたいということで会議を終えました。そういうことでございますので、今後はどうか町長さん、議長さんとも行政責任も加えて、この事態の收拾にぜひとも御努力願いますようお願いをして、私の方のご挨拶とさせていただきます。

松元議長 ただいま3号委員さんからの御考えも今のようなことでございまして、それぞれの委員会、座談会らしき形をとらせていただきました訳ですが、結果の進展と至っておりません。この中で皆さん方から、さらに今日もいろんな御意見をいただきながら、ぜひ、これまでのステップを踏まえまして2町ということにまで絞られております。このことについての論議をいただきながら結果を導きたい、そういう思いでございます。この2町からさらに進めることについてのそれぞれの御意見があるうと思っておりますが、温泉町、浜坂町それぞれの議会でもその後、御討議いただいたことと思っておりますが、さらに1号の会長、副会長についてもいろいろ御検討なさっていただいていることと思っております。これらの経過につきまして、それぞれ御意見がありましたら出していただいたらと思っております。

まず、皆さんで特に今、1号、2号の委員会、3号の委員会の報告につきまして、まず質問がございましたら、皆さんの方からお聞きしたいと思っております。ございませんか。

それぞれのお話の中で、実際にはこれまで住民応募の中から名称を10に絞った。10の中から5に絞った。それぞれ5の中から2に絞ったという、この協議会でのステップを踏んできております。これをそのまま2町から1町というところでこういう結果となっておりますが、それぞれの町の思いというのが皆さんで対立したということになっております。しかしながら、この方向性については、当初の協議会から、選ぶステップ、選び方については申し合わせしたとおりでございますので、議長としてはこれをさらに進めていただくことを望んでる訳でございます。そういったことで、この2町から1町に絞るという段階

で滞りをいたしております。この打開策として、その2町を本当に1町に絞る、投票をまた10対10で繰り返したくないという、何かいい方法をとということで皆さんの御意見をお伺いしたい訳でございますが。

西脇委員。

西脇委員 座ったままで、温泉町の西脇です。前回、前々回に、議長斡旋ということで、拮抗してる2町の名称について、回を重ねること第8回まで来た訳ですが、私は従来それぞれの町が、我が町はという自信の中から10対10の名称が今日に拮抗した状態に来ると。ただし、ふと考えてみますと、この間、前回にも浜坂の田村委員からもあった訳ですが、この協議の場に出ているいろいろな意見を言うこと、それからそれぞれの町に帰って我が町の代表だという重荷の中から発言すること、それらを踏まえたときに、私個人的に反省してみるのに、温泉町として温泉町がすばらしい名前だし、お金かけたし、庁舎を譲ったんだから、ぜひ名称は温泉町にというような論法で、どちらかということそれぞれの権利の主張のような展開してきたなと個人的には思っております。

このことを改めてさらに白紙に戻して考えるなら、旧町名を使うということは、その町をとられたというふうな発想にお互いがなっとる訳ですが、ここは旧町名という考えでなしに、結果的には同じことになるかわかりませんが、本庁舎がやはり町の中心をなして、そこから町が開けていく。これは紛れもない事実だというふうに思います。旧村が合併して町をつかって、やはりでき上がって20年、30年たつと、端々は寂れて、中央が発展していく。これらは紛れもない歴史が物語っとる訳で、私は今日、こうして話をさせてもらうのは、そういう拮抗した中で譲れや、譲れやとか、こうだあだということできなしに、できれば頭を下げて何とか御理解いただけないかなというような気持ちで、実はこの前、温泉町の議会でもお互いに意見を交わしました。ここは何とか頭を下げ、ひれ伏してでも浜坂の委員の方々に御理解いただけないだろうか、そういう気持ちで実は今日は出させていただきました。我が町の特色はそれぞれが自信持って、以前から発表されたことは事実であります。旧町名だということできなしに、新たな町が本当に新町として全国に名をばせていきたい、そして新たなまちづくりを展開する、そのためにはもう一回、我こそは我こそはできなしに、本当にお願ひできるところがあるならばぜひ御協力いただきたいなあ、そんな気持ちで個人的にはこの場に臨ませていただいております。従来の前回のようなか腰で話をするというのは、やっぱり大人げないなと。それで、議論し、とことん話し合った中で、やっぱりこうだでというものを見つけ出すのが、せっかく町民から代表とし

て出とるお互いの町の10名ずつが心を割って話し合ってみる、そんなことが必要でないかなと。

その意味においては、議長斡旋案というのは、私は非常に有効な手段であったというふうに思いますが、せっかく学識経験者に論議をいただこうとしたけど、途中経過において、先ほど議長からあったように、1号、2号という議決権の中での論議をもっと汗かけやということがあった訳ですが、ここはやっぱり学識経験の両町の方々にそれなりのアイデアをいただきたいなという斡旋案は決して間違いではなかったと、今でもそのように信じております。先般の浜坂町の議会議員の方、温泉町の議会議員、それぞれが話し合いさせていただきましたが、その場では一定の方向は出なかった訳ですが、学識経験による2度、3度にわたる論議をお願いできないかということでは一致した訳でございます。ただし、先程、浜坂の座長からあったように、今の段階では学識経験として論議することはできないというような発表がありました。

長くなりました。私が言いたいのは、ぜひ、今までの意見の闘わせ方をもう一回、お互いに白紙にして慎重に論議してみたいな、そんな気持ちでございます。その意味から、きつくいろいろ言い合ってきましたが、私としては頭を下げてでも何とか御理解いただけないか、そういうことで発表させていただきました。以上です。

松元議長 今、西脇委員から思いを寄せられました。2号の委員、1号委員、一緒にやったこと、それから3号委員さんでお話ししていただいたことということが行き詰まったような状態でございます。この会でさらに戻して、この会のあり方を検討するという形になると思いますので、今、西脇さんがおっしゃったような、それぞれの町名に対する考え方を再度申し上げていただいて、それぞれの思いを聞きながら、さらに進めていくという形をとりたいと思いますが、それぞれの委員さんの思いが特にありましたら、続けてお願いできたらと思います。

中井委員、どうぞ。

中井(祥)委員 すんません、温泉町の中井です。私、今の議長の意見を、論を解しかねるんですが、西脇委員の発言はそういう発言ですか。改めて……。

松元議長 思いをおっしゃったんですから。どうぞ、おっしゃってください。

中井(祥)委員 何か西脇委員の発言がどういうものを求めたのかということについて、今の議長のおっしゃり方ではちょっと何か方向が変わるのかなという感じを受けたもんですから、私自身が、そのように申し上げたんですけど。

松元議長 中井委員、私の方から発言しますが、今、膠着状態で、進む方向を見出せない訳でしょ。ですから、それぞれの、さらにここにいらっしゃる委員さん方で、こういう方向、こういう考え、それぞれの町の考えあるいは個人の考えがあれば、そのことを前段に皆さんがしゃべっていただいて、それから入り口を見つけたいという思いなんです。それしかないと思うんです、私、今の状況では。御理解いただけますか。

という私の考えでございますので、もしこの名称について、皆さんのそれぞれの個々の考えございましたら、話していただけたらと。そこでまた糸口が見つければという思いです。確かに結論は投票になってるんですから、そこに持っていくのも簡単でございますが、それは今の状況じゃないと私は思っておりますので、それぞれの思いがさらに進め方あるいは町名についての思いについて、ここで話していただくことがあればさらに話していただいて実のあるものにしていきたいと、そういう考えでございます。

もし、よろしければ、全員に言っていただくということも私は考えていいと思うんですが、この膠着状態について、あるいは進展について、思いをそれぞれしゃべっていただくというのも一つかと思いますが。

馬場町長。

馬場副会長 私の方、ちょっと座ったままで失礼いたします。先程、西脇委員の方からありました点についてでございますが、実は6月定例議会が始まっております、温泉町の議会におきましても、今のこの膠着状況をどのように打開をしていくのかという一般質問を多数の議員の皆さん方からちょうだいしました。その中で、私の方の思いといたしまして、やっぱりこの信頼関係というものを構築をしていく必要がある。それは、原点に戻って、それぞれ2町で合併をしようというその気になって、それぞれの議会で御議決をいただいて今日を迎えておりますから、その信頼関係というものを一層構築をしていく思いにならなければならないのではないか。その一つとしまして、先程、西脇委員の方からもありましたが、私も決してへりくだる訳でも何でもなくて、具体的に御質問いただいたことについて、時として木で鼻をくくったような答弁をしてしまったという経過もある訳であります。そのことによって、この信頼関係というものの根底あるいは一部分でも覆りそうになってるとしたら、それはそれとしてやはり反省をしなければならない。自分は悪くないんだ、自分以外の誰かが悪い。あるいは温泉町は悪くない、温泉町以外の誰かが悪いというふうな、そういう責任転嫁ではなくて、やはりこの際、原点に立ち返って一層の信頼関係を構築をしていく、それが日本古来の和をもって尊しとなすということにつながる

であろうというふうな思いも強くいたしております。

それと、関連をいたしましてあえて申し上げますと、温泉町は総合支所という分担になる訳でありますから、その支所の建設について、これはやはり、もちろん温泉町の議会もそうでありますけども、この合併協議会の場にいかなるプランを現段階で持っているのか、また、そのプランが本当に合併後の町としてふさわしいプランなのかどうかというふうなこともあわせて御提案、御提示申し上げて御意見を賜らなければならない、そういうことも正直思っておりますので、その点もぜひ御理解、御認識を賜りたいというふうに思うものでございます。私の思いも西脇委員がおっしゃったこと、それと同様でございますので、改めて披瀝する必要もないかと思いますが、ぜひ、その点も御理解を賜りたいというふうに思っております。

松元議長 ただいま町長からの発言もございましたが、今、温泉町の方、二方から思いがありました。浜坂町の方の方でどなたか、御意見ございませんか。

田中董委員。

田中（董）委員 温泉の田中であります。このように、名前によりまして膠着状況が続いて、議長が7回目のときですか、3号委員に糸口を見つけてもらえんのだろうかというふうなことの中で、3号委員にお願いをするというふうな中で、私は、議長の何か、先程、言っておられる意味がわからないというのは、今日、皆さんから十分な意見を聞いて、その上で再度この名前のことを進めていくのか。あなたは当初言っておられたように、再度3号委員でひとつ斡旋の方をお願いをしたいということがありながら、何か言っておられることが、私は議長の言っておられることがつろくがせんように思うんです。そこらがきちとした方針を出していただきたいと思う。だから、前回も私が申し上げたのは、本当に3号委員の意見を尊重してもらえるならば、我々はやはり、その議長斡旋に対して真剣に論議しましょうということがあったんだけども、そういうことの中で温泉町は3号委員の意思を尊重すると、浜坂町は尊重しながら検討するということでずれがあったんですよ。だから、それらも、あなたたちはきちとした精査もしなくてそのようなことを言っておられて、また今日も皆さんの意見を聞いた上で再度、方向性を決めるんだということでしたら、当初、言っておられた3号委員の斡旋というふうなことは取り消された方がいいことないですか。私は、何かあんたの言っとなることわからん。

松元議長 田中委員、私が勘違いしてるかもわかりませんが、3号委員さんの案をお願いして2号委員さん集まっていた。それをお返しして、何とかできませんかという

話を出した訳なんです、そこでじゃあ、どうだということも出しづらいというお返事をいただいたと。こうだということができないという、そんなもんじゃないよという返事をいただいたと私はっております。2号委員の結論もさらに出さなければ、3号委員だけでは向かいませんよということは、だからこの場でそのきっかけはさらにできませんかということも問うてる訳なんです、私の方は、だから、それなりに私は意見を尊重させていただきながらも、ここでも方向づけの努力が要するという判断をさせていただいております。御理解いただけますか。

田中（董）委員 先程、座長も言っておられました。これは1号、2号が、この合併に対しては非常に大きなウエートを持っておりますよと。だから、1号、2号で十分論議してくださいと、さっき言われておったと思います。だから、あなた方がそれを踏まえて、2回協議をしましたと。しかし、結論が出なかったと。だから、今、あなたの諮りは、そうはいいながら、やはり3号の委員に当初言われたのは私の聞き違いかもわからん。しかし、それらを3号委員に再度、この糸口の検討をしていただくんだというようなことを言われながら、今日、ここの会議で再度、皆さんの意見を聞いてやられるのであれば、3号委員なんて名前は、言われたことは取り消された方がいいことないですか。私はそのことを言っただけですよ。

松元議長 そのことはね、田中委員、座長さん、副座長さんを一緒にお願ひして、お話をいただきました。結論として、やはり2号委員の結果というのは重過ぎるんだと、だから3号委員だけではやっていけないというお話を私はいただいたように思っております。ですから、ここでさらに討議をして、それからまた再度お願ひすることがあればお願ひするんですけど、今のままでは、3号委員さんのままでは進まないというあれじゃないですか。だから、今日、ここでそれなりの何か進む道があればお願ひしたいということで。

中井委員、どうぞ。

中井（登）委員 浜坂の中井です。座ったままで失礼いたします。ちょっと話を前に進めるためにも議長にちょっとお伺ひしたいんです。

3号委員会の会議の中で、ある委員が膠着してしまっただけ以上は、打開策として両方の町の名前を使ってはどうかという発案がありました。これは報告しておりませんが、じゃあ、このこと一つにしましても、議長さん、修正動議は可能なんですかね。議長の御判断を伺ひたいと思います。

松元議長 議長としての思いは、これまでステップを踏んできた旧町名を入れて町の名

前をその中から選ぶ、それが10町になりました、5町になりました、2町になりました、その間ですべて旧町名を入れて、選ばれた中からやろうという結論がずっと続いておりま
す、結果が。それを今、中井委員おっしゃいます、新しくまた動議出されて別に討議する
ということになると、いろんなことが、これまで決められたことあるいは協議、それから
承認してきたこと、それらがいつでもひっくり返るということになると、この協議会自体
の運営が私は大変なことになるんじゃないかなと思います。そりゃ動議出されて、皆さん
が了解してそれでやり直すということは可能かと思いますが、それではやはりこの協議会
の意味がなくなってくる、そういう思いを私は持っております。

西脇委員。

西脇委員　ここでちょっと、議長、確認した方がいいと思います。それは、私、前段に
言ったのは、3号委員、議長幹旋案ということで論議していただいた。その中間報告が
前回なされた。この合併協議全体の場合その空気を3号委員も酌み取られて、これでは継
続して論議しても意味ないなと、1号、2号、もっと汗かいてみいやとって1号、2号
で協議した。やはりせっかく幹旋案というものを出して糸口をつかみたいという提案に対
しては、再度3号委員の座長、副座長にお願いしようということで、1号、2号の会議で
はおさまったと思うんです。その結果、先程、そういう議長、副議長が交渉をされて、今
の状態では論議を重ねるのには時間が必要だというような意味があった訳ですけど、議長
幹旋案は先程から田中委員等から出とる、幹旋案は取り下げますかどうですかと。こ
の全体協議の中で、糸口を学識経験の方々に求めるという考えは一たん取り下げて、この
全体協議で今まで論議してきた経過を踏まえて論議しようというのか、その辺が整理でき
てないというふうに思う訳です、そこをはっきり。それで、この全体の場合、前回ああい
う紛糾した状態を、いやそうじゃないと、やっぱり尊重しようということでなれば幹旋案
は生きてるというふうに私は判断しますが、その見解、ちょっと協議してください。

松元議長　先程から私の申してますのは、1号、2号の委員の中で一つのステップが見
出せなかったら何もできてないということを私は思ってる訳なんです。新しい町をつくる
ステップが一つ進んだかといえはそうではない訳ですよ。進める案ができたかといっ
たら、1号、2号、集まったときにできてない訳ですよ。そのことを座長さん、副座長
さんに私どもは報告申し上げました、どうにもならなかったという。その結果が、やはり3
号委員さんの中ではどうしようもないじゃないかという座長さん、副座長さんの意味だ
ったと思うんです。

田村委員、どうぞ。

田村委員 浜坂町の田村です。今、3号委員の座長の中井さんがおっしゃってるんですけども、私はこの場ではございませんけども、うちの席で、中井さんの方にお尋ねしたことがあります。それは3号委員さんの寄った席で、今の議題に上がってます2町以外のこの方法論というものが出ませんでしたかと言いましたときに、そのことについてはどうこうというでなしに、2つのものに絞られてのお話でしたと、こういうふうに聞いておりますから、本題に上がると、俎上に上がるとる温泉町、浜坂町だけで3号委員さんは議論をされたと、こういうふうに私は解釈をしております。間違いがあるでしょうか。

松元議長 今、質問的に出ましたんですけど、よろしいですか。

田村委員 そこで、議長に申したいのは、3号からは一応答えが返って、もう白紙の状態だと、今、西脇委員のおっしゃったようなことにはもう用はないんだというように私は受けとめておりますが、どうですか。答えをもらって、それでもう終わりだと、こういうふうになつとると思います。そういうふうに解釈してよろしいでしょ。(発言する者あり)

松元議長 中井さんの方から先に言われますか。

中井委員、どうぞ。

中井(登)委員 田村委員さんのおっしゃるとおりでして、内容としましては、意見があったのはあったんですが、議決した話ですから、これを取り上げてということはしませんでした。ですが、再び3号委員についてというような話になりますと、場合によれば、修正動議のようなものが出されたら受けるんですかと、その覚悟があるやないやと聞いとる訳です。これがないのに幾ら議論したってどうしようもありませんので、修正動議は聞くのか聞かんのかと、その覚悟が議長におありになるのかどうかという、それを聞いただけの話でございまして、以上、御理解いただきたいと思ひます。

松元議長 御理解いただけましたか。

私は、修正動議は議長としては聞きません。それと、先程3号委員さんの話が出ておりましたが、3号委員さんからは2号委員の結果が、方向性が出ないものについてどう言おうやもないという、そういうお話をいただいとるとご理解いただきたいと思ひます。

とにかくこの場で何か方向を見出したいというのが私の思ひでございまして、ちょっと皆さんの御意見も出ないようございまして……(「あります」と呼ぶ者あり)ありますか。

田村委員、どうぞ。

田村委員 大分、委員の皆さんから意見が出たようですが、私の考え方を若干述べてみたいと思います。

この新町名について、私は当初から、もう現行名を使うことは後程、紛争が起きると、こういうことを申し上げた第一人者です。そのことがずばり当たって、今日に至っております。そこで、私は、今日の協議会が9回目になります。第1回目が昨年11月の4日です。第2回目が11月の12日から、新町の名称が協議の始まりになりました。今日まで継続しましたけれども、御承知のように一步も前に出ておりません。したがって、平行線でございます。私は、ここはもう限界ではないかと思っております。いつも申し上げますけれども、五分と五分の勝負っていうか、闘いになっておりますね。引き分けにするような性格のものでございませぬので、これ以上、現状のままで続けることは避けるべきだと、私はこういうふうに思っております。期限が迫っておりますし、いつまでも時間をかけてということでも、分けるものでもないと思っております。

5町合併の破綻っていうか、そういうことを経験いたしました。その延長線にあるのがこの2町合併であろうと思っております。2町合併は、もちろん合併は対等の合併でございますけれども、1対1でございますので、お互いの中身が全部見えてまいります。5町合併のときより、2町合併は難しさがあるなということを当初から私は感じております。本当に難しいなと思っております。やっぱり2町の合併というのを安易に、容易にスタートしたことが今のツケになったなと、私はこういうふうに思っております。ところが、皆さんは、その合併は避けて通れないというのが共通の認識であろうというように、私はある面では確認をさせてもらっております。

今日、私が申し上げたいことは、両方の町長と議長をお願いをしたいなと思っております。2町合併を立ち上げるということで、その時点でお互いに合併の基本項目、4項目ないし5項目があるのですが、このことは、あなた方4人は非公式、公式であろうとある程度の、何ていうか、シナリオは描いてきたと思っております。私は、両首長ございますが、首長の姿勢が合併を成就させる第一条件とまで言われております。したがって、ここに来て、あなた方の強力なやっぱり指導力というもんが問われておるということに尽きると思っております。浜坂町にするんか、温泉町にするんか、二者選択に迫られております。そこで、町長、議長に私は委ねたいと思っております。荷物が大き過ぎて、いや、駄目だというなら、合併は成功いたしません。議長に申し上げますけれども、今、申し上げました意見について、委員の皆さんに諮っていただきますようお願いいたします。以上です。

松元議長 いろいろ皆さんの御意見が出る中で、今、田村委員の方から、一つの取りまとめ的な御意見が出たと思います。こうした状況の中で、この設立からの経過、いろいろ首長からの考え方もあったじゃないかということで、両町長あるいは議長でそこらをはっきりしてはどうかということと思うんですが、そういう機会、町長、議長4名のそういった詰めをしてはということでございます。このことについて、皆さん、御了解いただけますか。今、それ、打開策の一つかと思うんですが、皆さん、御了解いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、まず、この場で一回、4名でちょっとお話をさせていただきたいと思しますので、暫時休憩いたしたいと思えます。お願いいたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、長らくお待たせいたしました。ただいまより会議を再開いたします。

先程、皆さん方から御同意いただきました町長、議長での相談ということで、時間を持たせていただきました。その報告について、会長であります浜坂町長より発言をしていただきます。

中村会長 それでは、御報告を申し上げます。

町長、議長4名で慎重審議をいたしました。結論を出させていただきました。この場ということもいろいろ協議しましたが、これはステップを踏んで報告、皆さん方にさせていただくべきというふうに協議をいたしました。現在、浜坂町は議会の開会中でもありますし、内部の協議会等の会も、そういったことができておりません。したがって、次回、定例会じゃなしと早急にこの協議会を設けていただいで、来月になろうかと思えますが、その場で御報告をさせていただきたいというふうに思っております。御理解、御了解をいただきますようお願いを申し上げます。

松元議長 ただいま報告のとおりでございまして、ステップを、今日、皆さんに報告いたしまして、その後の町長の方のステップを踏んで、またこの協議会を持っていただき、新しい町名についての結論を出したいということでございます。その内容にて御了解いただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしと認めます。それでは、この町名については、継続とさせていただきます。

きます。次回、臨時会をもちまして、この結論を出すように努力いたしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは続きまして、協議第40号、新町建設計画（その6）についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 4ページをお願いいいたします。協議第40号、新町建設計画（その6）について。新町づくり連携プロジェクト及び公共的施設の適正配置と整備について提出する。平成16年6月16日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は6でございます。新町建設計画（その6）について。新町づくり連携プロジェクト及び公共的施設の適正配置と整備について提出する。

この件につきましては、内容につきまして担当の西村主幹と、また財政計画の部分につきましては西村次長がそれぞれ説明をいたしますので、よろしくお願いいいたします。

松元議長 続いて、説明をお願いいいたします。

西村主幹兼計画係長 それでは、失礼します。私の方から、それでは説明をさせていただきます。

まず初めに、今回の議案であります新町づくり連携プロジェクトと公共的施設の適正配置と整備についての2つが、この計画書全体の中でどのような位置づけになっているかの確認ということで、12ページの参考資料2をご覧ください。目次をつけさせていただいております、13ページの方に該当箇所があります。第4章としまして、新町のまちづくり施策ということで、1つとしましては主要施策としまして7本の柱があります。これは前回までに確認をいただいております、その中の2つ目としまして新町づくり連携プロジェクトというのを上げております。それから続きまして、第5章としまして、公共的施設の適正配置と整備ということで上げておりますし、財政計画については次長の方から説明を申し上げますが、これは参考資料ということでつけさせていただいております。

それでは、1つ目の新町づくり連携プロジェクトにつきまして、5ページにお戻りください。新町づくり連携プロジェクトは、2町合併の発展課題であります新町づくりの課題への対応を図るために、2町のいいところを合併によってさらに伸ばし、相乗効果を上げるための連携プロジェクトということで記載をしております。これまでの7つの施策の柱を網羅したプロジェクトという意味ではなくて、総合的、横断的なテーマを特化してメリハリをつけるソフト事業等ということで御留意をいただきたいと思います。この間の協議

会でも御意見をいただきました新町づくりの主要課題であります定住人口の維持と交流人口の増加を目指すために、2町それぞれの個性、特性や役割を相互に認識、活用、融合させ、合併後早期に着手して、ある程度の効果が見え、さらに新町づくりへの誇りと自信を実感できる住民と行政が一体と取り組む参画と協働のプロジェクトということで設定しております。特例法第5条2項の規定にあります一体性の速やかな確立を図るというふうな意味での事業でもあります。

具体には4つのプロジェクトして、1つには地域資源活用プロジェクト、2つ目には新町活力創生プロジェクト、3つ目に人材活用プロジェクト、4つ目に連携・交流プロジェクトで構成をしております。

1つ目の地域資源活用につきまして、まず1点目は観光交流集客プロジェクトということで、海、山、温泉の地域資源を生かし、湯村温泉を観光ふれあいの拠点として位置づけ、2町それぞれの魅力ある観光資源を連携するストーリー性、テーマ性のある観光メニューやルートを設定し、観光交流集客町の実現を目指します。

2つ目の環境再生プロジェクトにつきましては、岸田川の源流を訪ねる会、また岸田川ウォーク等のイベントの開催、上流の上山高原エコミュージアムプロジェクトを初め、日本海につながる岸田川流域まるごとミュージアムプロジェクトを進め、環境再生先端町の実現を目指します。

3つ目に、新町「地域資源」保護育成基金創設プロジェクトということで、新町の地域資源として独自に指定をしまして、その保護、育成のために関連するプロジェクトを支援する基金の創設により、地域資源発信町の実現を目指します。

4つ目に、地産地消運動プロジェクトということで、新町「味まつり」の同時開催など、食と農・漁の生活と産業等の心理的距離を縮める多様な運動を展開し、来訪者や新町ファンも取り込んだ地産地消運動展開町の実現を目指します。

続きまして、6ページをご覧ください。2つ目の新町活力創生プロジェクトということで、まず1点目は定住促進プロジェクト。観光客、交流人、ファンレベルから段階的な施策の設定、生活サービス産業等の雇用の創出で、海、山、温泉に癒され、心の通い合う定住促進町の実現を目指します。

次に、2点目としまして、子育て支援プロジェクトということで、恵まれた自然環境、目が届く地域コミュニティー等、新町らしい子育ての支援を新町民や町外者の知恵や経験を生かした子育て支援町の実現を目指します。

次に、3つ目に、中心市街地活性化プロジェクトということで、都市機能を集積しております中心市街地を浜坂地区の市街地を新町及び但馬の西玄関として位置づけ、2町の魅力を合わせた港まちと歴史的な山里温泉郷の融合した新町の実現を目指します。

3つ目の人材活用の関係でありますけども、まず高齢者いきがい実感プロジェクトということで、ふるさと人材バンク制度を設定し、高齢者生きがい町の実現を目指します。

続きまして、ふるさとまるごと大学プロジェクトということで、兵庫県等の大学とまちづくり協定を締結し、新町を生きたフィールドとして位置づけ、いわゆる産学官一体となった町づくりを行うふるさとまるごと大学町の実現を目指します。

続きまして、7ページをご覧ください。連携・交流プロジェクトということで、新町内の一体化交流プロジェクト。合併記念イベント、それからタウンウォッチングルートの設定、麒麟獅子マラソン、全日本かくれんぼ大会等のイベント、そして基金の創設などにより、海、山、温泉が融合した新町の実現を目指します。

最後ですけども、“人の輪”基金プロジェクトということで、住民ほか新町にかかわり合いのある人すべてを対象者として、その輪を広げていくということで、ルックウエストプロジェクト等、環日本海や海外の温泉地にも波及させる基金を創設し、新町の個性を確認、発信する戦略的計画であります、いわゆるC I計画の展開により情報発信拠点町の実現を目指します。

最後に、これらの11のプロジェクトは、1つの効果がそれだけにとどまらず、重層的な効果としてつながっていくことが期待されるところであります。

それでは、2つ目の議案であります公共的施設の適正配置と整備についてということで、説明をさせていただきます。8ページをご覧ください。

2町の公共施設等の現在の状況につきましては、第3回の協議会におきまして、新町の将来像等検討のための基礎調査についての報告の中で、データのなものもお示ししているところでありますが、ここでは適正配置と整備についての基本的な考え方として記載をしております。

適正配置と整備につきましては、住民生活に急激な影響を及ぼさないよう十分に配慮し、財政事情等を考慮しながら行政サービスの低下を招かないように努める。そして、現在の施設の有効利用、相互利用を考慮し、総合的な観点から整備と運営を進めていきます。庁舎につきましては、協議会で確認をいただいております。浜坂町役場を本庁舎とし、温泉町に現地解決型の支所を整備し、住民生活に密着した特色ある行政サービスの提供を行っ

ていきます。それと、オンラインによって、公共施設のネットワーク化を推進するという
ことでもあります。

あと参考資料ということでちょっとつけさせていただいておるんですが、14ページ、
スケジュールの関係です。現段階で合併期日、3月1日を目標としておりますので、それ
までの国、県への協議、また手続等の所要期間を勘案しますと、記載のようなスケジュー
ルになります。また、その他のところで報告をするんですが、住民懇談会でこの案につい
て住民の皆さんに説明を行い、説明責任を果たした上で、住民の方々の意見をさらに加え
て、県との協議も行い、8月ごろにまとめ上げるようなスケジュールとしております。県
との協議につきましては、合併特例法第5条第3項の規定に基づきまして、事前協議をす
るというふうなことも義務づけられておりますので、計画の策定につきまして御理解と御
協力をよろしくお願いしたいと思います。

私の方の説明は以上で終わります。

松元議長 続いて、お願いします。

西村次長 それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。参考資料というこ
とで財政計画の説明をさせていただきます。

説明に入りますまでに、まず簡単ではございますけれども、既に御存じかと思いき
ゃ、作成手順を、また県とのヒアリング経過について若干触れさせていただきたいと思
います。

まず、作成の手順でございますが、浜坂、温泉2町、それから美西衛生施設一部事務組
合、この3団体から出されました財政計画をまず単純合算いたしまして、この3団体それ
ぞれ予算のやりとりをしておりますので、これを純計操作しております。その後、ま
た交付税の合併算定替えを初めとした各種の財政支援措置並びに人件費の削減などの合併
効果、こういったものを加え、逆に合併に伴って必要となる臨時的経費、こういったもの
を加味して策定をいたしております。

次に、県とのヒアリング経過でございますけれども、本年2月に示されました国の平成
16年度地方財政計画、これをもとに5町の合併時から既に作成中でありました3団体の
素案を修正、見直しを行いまして、3月の26日に第1回の県のヒアリングを行ってあり
ます。その後、修正を加えながら、5月の20日、5月の27日、直近では6月の8日に
本町の方でヒアリングを行っております。本日、お示しさせていただいております財政計
画につきましては、この6月の8日のヒアリングのときに提出をしたものでありまして、

まだ調整段階ということでございますので、参考資料ということで提出をさせていただいております。今後、ヒアリングの状況にもよりますけれども、次回の協議会では建設計画（その7）というようなことで、正式に議案として提出をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、具体的に9ページの説明をさせていただきます。

6で財政計画ということでございまして、まず1番、基本的な考え方を述べさせていただいております。冒頭の4行にありますように、国の行財政改革、また地方交付税の大幅な減少、少子高齢化、それから多様化、高度化する住民ニーズというようなことで、国、地方とも大変厳しい財政状況にあります。これらを打開するためにも、合併により分権時代にふさわしい足腰の強い自治体をつくる必要があります。このような状況を踏まえまして、5行目以降でございます。本財政計画は健全な財政運営を行うことを基本に、長期的視点で平成17年度から26年度までの10年間について、合併による歳出の削減効果、逆に社会福祉関係経費の増加、そして新町まちづくり計画に必要な経費、こういったものを反映させ、過去の実績や今後の国、県の財政状況等を考慮し、普通会計ベース、一般財源ベースで作成をいたしております。

そこに破線で囲ってございますけれども、若干、普通会計並びに一般財源について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、普通会計ですけれども、財政比較や統一的な掌握を容易にするために、地方財政統計上、統一的に用いられる会計区分ということで、主になりますのは皆さんよくご存じの一般会計でございますが、それ以外に企業会計、収益的事業会計などを除いた一部の特別会計を合算いたしております。それから、一般財源につきましては、使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことを申し上げております。主なものとしては、地方税、地方交付税等でございます。逆に、特定財源というのは、使途が特定をされている財源でありまして、国や県の補助金、また通常の地方債、こういったものが特定財源でございます。なぜ一般財源で作成するかということでございますけれども、収支バランスを見るのに非常にわかりやすいというようなことで、一般財源ベースに視点を当てて、現在、県とのヒアリングも行っております。最終的に建設計画に添付する書類が事業費ベースになるのか、一般財源ベースになるのかは県とのヒアリングの中で、また決定をしていきたいというふうに思います。

それでは、2番で、歳入歳出各項目の推計条件ということで、大まかですけども記載を

いたしております。まず、1番の地方税につきましては、人口推移を勘案しながら、現行制度に基づいて推計をいたしております。2番の地方譲与税につきましては、過去の実績を踏まえて推計をいたしております。3番の地方交付税につきましては、現行の交付税制度に基づきまして、交付税の合併算定替え、これによって算定をし、かつ普通交付税におきましては、合併補正ということで5年間の財政支援がございます。それから、特別交付税につきましては、包括的な財政支援措置ということで、これは3年間の財政支援措置がございます。こういったものを見込みまして、かつ地方債の元利償還金に係る交付税措置についても既発債、それから、これから発行されます新たな起債元利償還金を反映して推計をいたしております。(4)番の交通安全対策特別交付金につきましては、記載のとおりでございます。5番の繰入金につきましては、各年度の財源調整ということで、基金等からの繰り入れを見込んでおります。それから、6番の地方債でございますけれども、減税補てん債と臨時財政対策債の発行分を見込んで推計をいたしております。これは、先程、申し上げましたけれども、通常の地方債は特定財源でございますけれども、この2つにつきましては一般財源としての扱いができますので、ここで計上をさせていただいております。次の右側10ページを見てやっていただきたいと思っております。(7)番で、その他ということで各種交付金、それから使用料、手数料、財産収入、諸収入等を上げさせていただいております。根拠はそこに記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございます。まず、人件費につきましては、合併後の退職者の補充を抑制するというので、一般職の減少と、それから合併によります特別職、議会議員等の減少を見込んで推計をいたしております。2番目の扶助費につきましては、高齢化の進行に伴う経費の増加を見込んで推計をいたしております。3番目の公債費につきましては、合併までに借り入れた地方債、これの償還予定額、合併後の地方債の発行計画に基づく新たな借り入れ、これの償還額を見込んで推計いたしております。物件費につきましては、合併に伴います削減効果を見込んで推計をしております。5番の補助費等につきましては、各種の補助金、また各事務組合、病院等で積算した試算額を見込んで推計をいたしております。6番の積立金につきましては、通常の積立金と、合併に伴います市町振興のための基金造成を見込んでおります。7番の繰出金につきましては、下水、国保、介護保険等の特別会計への繰出金を、各会計で積算しました試算額を見込んでおります。8番の投資的経費につきましては、新町まちづくり計画、この建設計画でありますけれども、その主要事業、それからその他の普通建設事業、各町からの出されましたいろんな実施計画なり、

総合計画に基づいた事業を年度間のバランスや健全な財政運営に配慮いたしまして、その年その年、投資可能な普通建設事業費を見込んで推計をいたしております。その他につきましては、維持補修費、また投資及び出資金、貸付金等、過去の実績を踏まえて推計をいたしております。

次に、11ページをお開きいただきたいと思います。11ページにつきましては、具体的に数値について主なものを説明をさせていただきます。

まず、3番の歳入でございますけれども、1番の地方税でございます。平成16年度の決算見込み数値をもとに10年間、数字を固定をさせていただきます。町民税につきましては、建設計画で目標人口ということで、1万8,000人と目標を設定いたしております。これを基準にしておりますけれども、若干、人口の変動率も勘案しまして、微減で推計をいたしております。逆に、固定資産税等につきましては、負担調整措置の増というようなことも見込んだりしまして、その他の税目も調整した中で、最終的には平成16年度の決算見込み数値で、10年間固定したものを計上させていただいております。1つ飛びまして、地方交付税でございます。地方交付税の中には、普通交付税と特別交付税がございます。普通交付税におきましては、先程から説明をさせていただいておりますように、合併の特例によります合併算定替えにより試算をいたしております。それ以外に、普通交付税では5年間、合併補正という財政支援措置を見込んでおります。特別交付税につきましては、3年間の財政措置を見込んでおります。表の数値でいきますと、交付税総額につきましては、逆に6年目の平成22年から数字が増えております。これは地方債の発行に伴います元利償還金に伴う交付税措置というのが増加しておるためでございます。参考に歳出の3行目の公債費の欄を見てやっていただきましたら、平成22年からかなり数字が高くなっておると、この分の交付税措置分が交付税に入ってきておるということでございます。それから、2つほどとびまして地方債でございますけれども、これも現行の国の制度に基づきまして、先程、説明をしましたように、減税補てん債、臨時財政対策債を一応16年度の予算ベースで固定をして計上をさせていただいております。

歳入合計でございますけれども、例えば平成17年度が72億2,500万ということで、一般財源ベースで計上をさせていただいております。あくまでも参考でございますけれども、過去の実績、それから建設計画の中身の財源内訳、そういったものから推計をしますと、大体、特定財源という国や県の補助金、地方債等が2町で約40億から50億、1年間にございます。そういうことで、大変大ざっぱですけども、これにその分を足していた

だきましたら、大体1年間の予算規模が110億から120億ということで、これはあくまでも推計でございますし、国の三位一体の改革等もあって、今後、補助金等がどうなるかわかりませんが、一応参考ということで御承知おきをいただきたいというふうに思います。

次に、歳出でございます。まず、1番の人件費でございますけれども、先程から申し上げておりますように、一般職につきましては、退職者の補充を抑制をして減額を見込んでおります。また、特別職、議員さんにつきましては、数の減少によります、その減少を見込んでおります。2番の扶助費につきましては、高齢化率の上昇を、若干でございますけれども、見て推計をいたしております。3番目の公債費でございます。合併までに借り入れた地方債の償還、それから合併後の借り入れ予定額による償還予定額、こういったものを見込んでおります。合併前の地方債を既発債と申すわけですが、既発債の償還と合併後の新発債、新たに発行した地方債、これの償還が平成25年度で重なってまいります。ということで、ここが公債費のピークになっておりますけれども、これ以後につきましては既発債の償還が減ってまいりますために、全体としては減少に転じてまいるというような推計でございます。それから、1つ飛びまして、補助費等におきましては、平成24年度から、現在、協議が進められております北但地域の広域的なごみ処理施設の運営費の負担金を計上いたしております。それから、その下の積立金でございますけれども、平成17年度、合併特例によります市町振興のためのまちづくり基金の造成10億円を、この積立金で計上いたしております。ここでは合併特例債を充当するというので95%でございますので、残りの5,000万だけをここで計上いたしております。115の数字の中の5,000万がまちづくり基金分ということで御理解いただきたいと思います。合併後10年目の平成26年でございますけれども、合併効果も顕著となり、1億6,000万の積み立てが可能になっております。この表にはありませんけれども、11年目以降、平成27年度以降につきましても、普通交付税は段階的に5年間で縮減をしていく訳ですが、そういった歳入の減額を加味しても、一応、毎年1億円以上の積み立てが可能になるというふうな見込みをいたしております。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。

松元議長 説明は終わりました。

質疑に入ります。

協議第40号について、御質問のある方の挙手をお願いいたします。

中井委員。

中井（登）委員 これは馬場町長さんにちょっとお伺いした方がいいかなと思うんですが、今、一般財源ベースで調整されたというような報告があったんですけども、実は過日の報道で、視点という欄で辻本さんという記者が書かれておる文章があります。この中で養父の予算書をかなり厳しくとらえて批判をしておられますが、私はこの批判は非常に当たっておると思います。ちょっと触れてみますと、各町の事業をカットせずに合わせた今回の予算案、大型道路工事や道の駅関連事業など旧町の大規模な新規事業が盛り込まれて、旧他町の住民や職員が詳しく知らない状態でおられたと。初期の合併協議会では、1億円以上の事業は新市の視点で見直すべきだとの声が上がったが、このとき事業を検討する作業が実施されていれば、新市のスケールの視点や地域資源を共有する感覚を住民、職員が得る機会となったはずだと。旧町意識を基調にしたままで、事業や行政が流れてしまえば、新たなまちづくりの視点が育ったときには、市に余力はもうないという事態になりかねないと。私はかなり鋭い視点だと見て、これは但馬全部に当てはまると思っておるんですが、一般財源ベースですからわかりますが、この精神はもう一度引き継いで、2町合併にも反省としてもう一度私は取り込んでみる必要があるではないかと思いますが、町長さん、いかがでしょう、これ。

松元議長 馬場町長。

馬場副会長 じゃあ、私の方からの考え方を申し上げたいと思います。

実は養父市、合併いたしまして、旧の町長さん方と幾度かお会いする機会がございます。そのときに、口をそろえて、旧大屋町であったり、養父町であったり、町長さんのおっしゃることは、合併という中で既存の計画をどんどん推進をしていって、基金を持ち寄らなければ事業ができなくなる。それは標準財政規模の3%、5%という議論があるんですが、それに絞られることなく、一定の基金を持ち寄らなければ、新しい町としてのスタート、ここに大きく影響してくるってことを言われます。私も、最近つくづく思いますのはその視点でございますし、それぞれ町勢振興計画であったり、温泉町の場合は過疎地域自立促進法に基づきます過疎計画がございますので、起債の充当については主に過疎債をメインとして、交付税算入があり得るものを優先的に採択をしている。なおかつ、補助対象事業というのは、まず補助対象として認定をいただいて、補助裏にその過疎債を適用してきてるっていう実態からすれば、私は後年度負担という面では、確かに交付税算入というのは未来永劫保障されるというふうな観点は持っては駄目だと思いますが、一定、整理が

できるのではなからうかというふうに思っております。それが1点であります。

それから、肝心要の過疎債の議論でありますけども、実は平成16年度中に過疎計画、後期5カ年の計画を提出をしなければなりません。もちろん合併をいたしますと、浜坂町も温泉町も過疎指定を受けますから、過疎債の充当が可能であります。しかし、これは平成21年までという限定がございますから、平成21年以降は、過疎債ということは、これは頭の中からきれいに消してしまわなければならないということがございます。しかしながら、この合併特例債のありようと、それから過疎債の充当できる事業と、これらのものを総合的に新しい町の中で、今から研究検討をして詰めていく必要があるというふうに思っております。御指摘の養父市の弊害として、既存の事業というふうなものを見直さないうで、そのままずっと移ってきているということについては、今、中井委員御指摘のように大きな問題で、これはやはり将来に禍根を残すことになるであろうと。したがって、この合併議論、新町のまちづくり計画の中で、その辺の削ぐれるものはこれまで以上に削ぐっていく必要があるというふうに認識をしているのものであります。

松元議長 よろしいですか。

ほかにございますか。

西脇委員。

西脇委員 財政計画が示された訳ですが、あくまで概算だと思いますが、一番大事なのは、この今回の合併は、いつも言っとる好んでする合併じゃない。国、地方の財政破綻寸前を避けるための合併であるということは共通認識しとる訳であって、行政の棚卸しと言われとる中で、やはり人件費というものが非常に大きなウエートを占める。それで、この合併の際に、この協議の場でどうこうできる問題じゃないかわからんですが、退職勧告とかふんだんに使って、自然退職の補充程度というような生ぬるいことでなしに、スタートラインに相当なものから入るぐらいな覚悟がないと、財政は大変厳しいというふうに思います。それを安易に数字に組むのは問題がありますからどうこう言えませんが、いずれにしても両町のそれぞれの担当者がたたき台をつくっておる。その中で、その職員が本当に従来の感覚をぬぐい去って、棚卸しして財政の基本をつくるという覚悟がなければ、2町の延長線上でいろんなものを組んでしまえば、今、中井委員があったような我が町の建設計画はこうだ、我が町はこうだということの我を通して、それぞれの力関係のようなことで2町合併に入ってしまったら大変なことになるということ、この財政の数字を見ても感じます。ぜひ、こういう全体の合併協議で論じることではないと思いますが、それぞ

れの両町の町長並びに幹事を含めて、そういう覚悟を持ったの財政の入り口を注文つけておきます。以上です。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 今、西脇委員さんから言われましたことは、幹事会でも、過日の総務部会の中でもそういう意見を出しております。いずれにしても、若年の勧奨退職というようなことも当然、議論を深めて、一定の考え方を出していきたいと思っております。

松元議長 馬場町長。

馬場副会長 ちょっと私、少し気になることがあります、これは6月定例議会でも議論をさせていただいたんですが、行財政の効率化、合理化っていうのはもちろんやらなければならないんです。しかし、それをやることによって、へとへとになってしまって疲弊し切って、この新たな町の活性化をどこに求めていくのかっていうことを大局的にやはり見定めなければ、ただ合理化ありきという議論だけではどうしてもカバーできない側面があるかと思っておりますので、その点にもやっぱり的を絞って、新たな町の活性化策をどう求めていくのかということを確認に打ち出していく必要があるというふうにも感じております。

松元議長 ほかがございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 それでは、ないようでございますので、協議第40号は、御確認いただいたものと決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 御異議なしと認めます。では、そのように御確認いただいたものと決定いたします。

続きまして、協議第41号、農林水産関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。

事務局長。

阪本事務局長 16ページをお願いいたします。協議第41号、農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について。農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。平成16年6月16日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は23-9でございます。各種事務事業の取扱い、農林水産関係事務事業の取扱い(その1)について。農林振興事業。(1)でございますけども、水田農業構造改

革対策事業。産地づくり交付金は、平成17年度から統一する。集落転作推進活動事業は、見直しの上、引き継ぐ。2、利子補給事業。利子補給は統合する。3、団体・組織。農会長協議会は再編し、その他の団体・組織の定額助成は廃止の方向で調整する。4、事業助成。町単独の事業助成は、適時適切な助成が行えるよう再編する。ただし、施設整備助成については、土地改良事業を含め温泉町の例を見直しの上、統一する。5、土地改良事業。土地改良事業に係る農業施設の修繕工事分担金は廃止する。6、林道等整備事業。林道整備事業に係る分担金は、浜坂町の例により統一する。作業道開設事業及び枝打ち推進事業に係る補助金は、温泉町の例により統一する。7、有害鳥獣対策事業。有害鳥獣対策事業は、温泉町の例により統一する。8、緑化推進事業。緑の募金は浜坂町の例により引き継ぎ、温泉町の緑化推進事業は廃止する。

続きまして、畜産振興事業でございます。1、団体・組織。和牛振興組合及び和牛振興会は、統一できるよう調整に努める。2、共進会等。子牛品評会と子牛共進会は統一し、2歳雌牛共励会及び県畜産共進会に係る補助金は引き継ぐ。3、互助共済事業。子牛流死産互助共済事業は、温泉町の例により引き継ぐ。4、利子補給制度。子牛代金前払い制度利子補給及び但馬牛肥育事業利子補給は引き継ぐ。めくっていただきまして、5、優良牛確保事業。優良牛確保事業は、温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。6、肉用牛貸付事業。肉用雌牛貸付事業は、廃止の方向で調整する。7、施設整備事業。施設整備事業は、温泉町の例を見直しの上、引き継ぐ。8、施設管理。畜産施設は引き継ぐ。

次に、水産振興事業でございます。1、内水面漁業。岸田川漁業協同組合の定額助成は廃止する。稚魚等放流事業及び外来魚駆除事業は引き継ぐ。2、海面事業。アワビ等中間育成種苗導入事業及び漁獲共済加入促進事業は引き継ぐ。漁船建造資金利子補給は、見直しの上、引き継ぐ。

18ページをお願いいたします。課題、問題点でございますが、1点目の農林振興事業のうちの1番の水田農業構造改革対策事業でございますが、16年度から始まる新たな米政策に伴い、従来の水田農業経営確立対策事業、いわゆる転作面積割り当て方式から水田農業構造改革対策事業という水稻作付の割り当て方式へと変わることになりました。また、同じく本年度から始まります産地づくり交付金は、地域の特性を考慮した計画となっておりますため活用方法に差異がありますが、これは統一することが適当であると思われま。浜坂町の集落転作推進活動事業は、地域の産地形成推進のため、現行どおり引き継ぐことが適当であると思われま。ただし、基準については、見直す必要があると思われま。

2点目の利子補給事業についてでございますが、2町それぞれの制度資金に係る利子補給は、資本整備の高度化や経営の近代化のためにも今後も必要であり、統合していくことが適当であると思われます。

3点目の団体・組織でございますが、2町の農会長協議会は、農業施策の推進や各農会への窓口としても必要であり、再編することが適当であると思われます。会に対する補助金につきましては、再編する組織、事業、活動内容等を考慮して調整することが適当であると思われます。その他の農業者団体や生産組織への定額助成につきましては、自主自立を基本におのおのの団体・組織と十分な協議を行い、廃止の方向で調整することが適当であると思われます。なお、団体・組織で事業を行う場合には、別途、町単独助成事業等により、適時適切な支援を行うことが適当であると思われます。

4点目の助成事業でございますが、2町でそれぞれ目的が異なる町単独の助成事業を行っております。合併後には新たな農業振興施策の策定が必要であります。農業者、生産組織、各種団体への定額助成は基本的に廃止の方向で調整を行い、必要な事業につきましては適時適切な助成が行えるよう、制度の再編を行うことが適当であると思われます。ただし、施設整備等補助金につきましては、土地改良事業を含め、温泉町の例を見直した上で統一することが適当であると思われます。

5点目の土地改良事業でございますが、この事業に係る農業用施設の維持管理は地元受益者で行うことが望ましいと思われるため、町が実施主体となり分担金を徴するという事業は廃止し、施設の修繕工事が発生した場合は地元が事業主体となり、町は先程の助成事業において対応していくことが適当であると思われます。

6点目の林道等整備事業でございますが、林道整備に係る分担金は、対象や分担率が異なりますが、浜坂町の例により統一することが適当であると思われます。しかしながら、峰越林道につきましては、開通後は町道認定となることから、地元負担金は徴収しないことが適当であると思われます。また、この事業に係ります補助金はほぼ同一の内容であります。温泉町の例により統一することが適当であると思われます。なお、温泉町の枝打ち推進の補助につきましては、造林事業の推進や適正な管理の面から、両町で実施できる制度として引き継ぐことが適当であると思われます。

7点目の有害鳥獣対策事業でございますが、捕獲おり、防護さくなどを設置するための補助金は農地等の適正な維持管理の面から必要であり、温泉町の例により統一することが適当であると思われます。ただし、事業実施に当たりましては、県の制度を優先し、適応

できない場合のみ対応することが望ましいと思われます。

8点目の緑化推進事業でございますが、浜坂町の緑の募金は、環境保全のために引き継ぐことが適当であると思われます。温泉町の緑化推進事業は、他の助成事業で対応しており現在は実施していないため、廃止することが適当であると思われます。

19ページをお願いいたします。2点目の畜産振興事業の1つ目、団体・組織についてでございます。浜坂町の和牛振興組合と温泉町の和牛振興会は、斡旋会の実施や活動推進の面から組織を統一できるよう調整に努めることが適当であると思われます。補助金につきましては、事業内容、決算状況等を精査し、決定する必要があると思われます。

2点目の共進会等でございますが、浜坂町の子牛品評会と温泉町の子牛共進会は、和牛改良と畜産振興の意欲、技術等の向上のため、統一して実施することが適当であると思われます。また、2歳の雌牛の共励会につきましては、県の畜産共進会出場牛の選抜のために実施しておりますが、現行どおり引き継ぐことが適当であると思われます。この事業の補助金におきましては、2町とも同一のため、このまま引き継ぐことが適当であると思われます。

3の互助共済事業でございますが、温泉町の子牛流死産互助共済事業は、農家の経済的損失補てんによる生産意欲の向上と経営安定のため、両町で実施できる制度として引き継ぐことが適当であると思われます。

4点目の利子補給制度でございますが、子牛代金前払い制度の利子補給は2町とも同一の内容であり、子牛生産から販売までの期間の経営安定に資するため、現行のまま引き継ぐことが適当であると思われます。また、温泉町の但馬牛肥育事業の利子補給は、繁殖と肥育の一貫経営を目指す農家のためにも継続することが適当であると思われます。

5点目の優良牛確保事業でございますが、浜坂町の優良雌子牛保留対策事業と温泉町の優良牛確保事業は、補助金の単価や区分に差異がありますが、増頭につながる制度でもあり、温泉町の例を基本に見直しを図った上で継続することが適当であると思われます。

6点目の肉用牛貸付事業でございますが、浜坂町の町有肉用雌牛貸付事業は、育種改良のため町が農家に貸し付けを行っておりますが、町が貸し付け業務を行うことは流動的な要素が多いため、廃止の方向で調整することが適当であると思われます。

7点目の施設整備事業でございますが、温泉町が行っております施設整備事業は、飼養管理の効率化、向上及び増頭の面から、温泉町の例を基本に見直しの上、引き継ぐことが適当であると思われます。

8の施設管理でございますが、両町のそれぞれの施設は、利用形態等を勘案すると、受益者で管理することが望ましいため、譲渡を含め検討する必要があると思われま。しかしながら、譲渡先との調整もあり、当分の間は現行のまま引き継ぐことが適当と思われま。

続きまして、水産振興事業の1点目、内水面漁業でございますが、両町にまたがっている岸田川漁業協同組合は、岸田川における魚類の繁殖保護対策として稚魚等の放流や生息調査研究及び保全活動等を行っております。今後とも河川の資源保護、環境保全や整備のためにも引き継いでいく必要があると思われま。また、稚魚等の放流事業は、事業内容に差異がありますが、資源の繁殖保護のため、引き継ぐことが適当であると思われま。さらに、外来魚駆除事業は、在来の水産動物への影響や内水面漁業の被害を防ぐため、引き継ぐことが適当であると思われま。

2点目の海面漁業でございますが、アワビ等の中間育成種苗導入事業は、栽培漁業の振興や資源管理のため、継続することが適当であると思われま。漁船建造資金利子補給事業及び漁獲共済加入促進事業は、漁業者の経営の強化や安定のため、継続することが適当であると思われま。ただし、利子補給事業については、見直すことが適当であると思われま。

20ページの調整方針は、先程と同様でございます。

21ページをお願いいたします。農林水産事業の現況比較表ですが、まず水田構造改善事業に産地づくり対策交付金と集落転作推進活動事業を掲げておりますが、産地づくり対策交付金につきましては、地域の特性を生かした振興作物に助成する内容を掲載しておりますが、17年度から統一することにいたしております。集落転作推進活動事業につきましては、浜坂町のみのも事業であります。内容に見直しをかけ、引き継ぐことにしております。

利子補給事業は、両町でほぼ同じ内容でありますので、統合することにしております。

団体・組織では、浜坂町に9団体、75万6,000円、温泉町2団体、16万9,000円の助成が行われておりますが、農会長の団体は再編することといたしておりますが、その他の団体への定額助成は廃止の方向で調整することといたしております。

事業助成でございますが、初めの活動助成は両町で4事業であります。適正を考慮して再編することにしております。施設整備助成は温泉町の例に見直しをかけ統一しますが、

次の土地改良事業は廃止し、必要があれば施設整備助成で対応することにしております。

22ページをお願いいたします。林道等整備事業でございますが、林道整備につきましては分担金を掲げておりますが、浜坂町の例により統一することにしております。作業道開設事業と枝打ち推進事業はいずれも補助金を掲載しておりますが、温泉町の例により統一することにしております。

次に、有害鳥獣対策ですが、捕獲おりや電気さくに補助をしておりますが、温泉町の例により統一することにしております。

緑化推進事業につきましては、温泉町の緑化推進事業は廃止し、浜坂町の例により統一することにしております。

続きまして、畜産振興でございます。団体・組織は両町に1団体ずつありますが、統一するように調整していくこととしております。

共進会等でございますが、子牛の共進会は統一して開催し、2歳の共励会や県の共進会出品牛への5万円の補助金は引き継ぐこととしております。

互助共済事業は、温泉町にあります制度を引き継ぐこととしております。

次に、利子補給制度でございますが、子牛代金前払い制度は両町にあり、肥育事業は温泉町のみが行っておりますが、この制度は引き継ぐこととしております。

優良牛確保事業は両町で内容が違いますが、温泉町の例に見直しをかけ、引き継ぐこととしております。

23ページをお願いいたします。肉用牛貸付事業でございますが、温泉町のみの制度でございますが、廃止の方向で調整していくこととしております。

施設整備事業につきましては温泉町のみの補助事業でございますが、これを見直しの上、引き継ぐこととしております。

施設管理ですが、現状のまま引き継ぐこととしております。

続きまして、水産振興事業でございますが、内水面漁業の関係で岸田川漁業組合がありますが、運営補助は廃止します。稚魚放流と外来駆除事業は、それぞれ引き継ぐこととしております。

海面事業につきましては、種苗放流と一番下の共済加入の促進はこのまま引き継ぎますが、真ん中の利子補給制度は実績がありませんが、見直しをかけた上で制度は存続することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

協議第41号につきまして、質問がございましたらどうぞ。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。座ったままですいません。19ページの畜産振興の関係なんです、(5)の優良牛確保事業の中で、増頭ということが出ております。その下欄の施設整備の方にも増頭という文言が出ておる訳ですけれども、これに疑義を唱えるつもりはありませんけれども、事務局の方に再度お尋ねしたいというふうなことがございます。ということは、やはりこの増頭というふうなことは、生産者がそれなりの元気で持ってこそ、この増頭が行えるものであると私はそういうふうに思っております。ですので、生産者に立った立場でやはり見直しを考えていただきたい。といいますのは、やはり若者の後継者育成っていいですか、担い手育成、そういうふうなことの環境づくりがいかにかにできるかというふうなことをやっぱり前面に出して、ぜひともこの増頭には取り組んでいただくようお願いいたしたいと思っております。その辺のところを事務局といたしましてはどのようにお考えか、お聞かせをいただきたいと思っております。

松元議長 答弁を。

阪本事務局長 すんません。農林水産部会の会長さんに、ちょっと答弁をお願いしたいと思うんですけど。

松元議長 担当課でお願いします。

岡田産業経済部会長 温泉町の岡田でございます。優良牛確保対策事業につきましては、温泉町の例を基本にしてということでございますけれども、基本的には温泉町は時限立法で本年度を終わるというふうなことでございます。ただ、但馬牛をやはり守っていくという観点から、浜坂町とは同じ制度ではございませんけれども、内容を精査の上、制度として残していったらどうかということでございます。一つは、非常にこの2町というふうなことになりました関係で、いろいろ但馬牛の原産というふうなところで美方郡が2つに分かれてくるというふうな状況がございます。そういう中で、積極的に増頭策の一つとしてこれを残していきたいという思いで上げさせていただいております。

もう一つは、畜産振興といたしましても、やはり自主自立が基本でございますので、余り多くの助成等は好ましくないというふうに判断をしております。

松元議長 西村委員。

西村委員 すいません。自主自立と、こういうふうにおっしゃいますんですけども、

昨今の牛の値段、価格というものを見ますと、多少は上がり気味っていうふうなところも見受けられますけれども、やはり安価的な部分があると思うんです。できるならば、やはりそれなりの助成というものは、さらに見直しを図っていただきたいというふうに思う訳でございます。そして、高齢者の方々が生産者に多くなってきておりますので、その辺のところもよろしくお願ひしたいと、できるならばお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

松元議長 馬場町長。

馬場副会長 実は、経営という観点を入れますと、どうしても多頭飼育でなければ割が合わないという実情がございます。多頭飼育をやっていくためには、リスク覚悟でなければなりません。そのリスクを行政の助成でもって一定のカバーはしているというふうに私どもは思っておりますが、それをこの上ともさらなる助成をして、そのリスクを少なくしていくという観点、これは必要な側面は確かにあるかと思いますが、そればかりではない。やはり今の安心・安全を確保していくこと、それから但馬牛としてのステータスを高めていくこと、それからルーツといいますか、和牛のルーツを確立していくこと、そういう全体的な振興策には一定の助成は必要だと思っておりますが、あくまで個々の経営者に対します必要以上の助成というふうなもの、やはり考える時期に来ているのではないかとこのように思っております。

松元議長 田村委員。

田村委員 私も肉用牛の貸し付け事業のところ、浜坂町の雌牛の貸し付け事業を流動的な要素があるんで廃止の方向だということですが、この事業というのはいかなり、50年以上前であったように思っております。僕は最高の方法だなあ、最良の方法だがやあと思っておりますけれども、流動的な要素というのはどういうことが流動的な要素でしょうか。

松元議長 答弁をお願いいたします。部会の方でお願いします。

石原産業経済部副部長 失礼します。浜坂町の石原です。この町有肉用牛雌牛の貸し付け事業につきましては浜坂町独自の事業でございますが、この事業につきましては、育種農家に町が所有する肉用牛を貸し付けるということで、5年後には譲渡、またはするという内容でございますが、62年に制定されたものでありまして、具体的にはJA和牛振興組合と協議の上、貸し付け決定の上でそれら畜産農家で5年間の飼養していただく中で、その経費はまた飼養者が持ちまして、貸し付け牛から生じた果実、子牛につきましては対

象者に帰属するという内容で、その期間、経営的な安定を図るという中で、そういった事業の中で推進をしてきておる訳でございますが、こういった事業につきましても、浜坂町の和牛振興組合の加入する農家の皆さんが、但馬牛としての美方郡のレベルを引き上げるという中で飼養頭数の確保を容易にするための制度として一定の効果が表れてきましたが、そういった毎年の貸し付け事業によりまして、その負担が5年後にかかる返済と経費的なそういう部分で順繰り順繰りといいますが、何ていいますが、その目的からちょっと逸脱したような形の中での今の経緯を示しておりまして、実際には新たな貸し付け牛をもって返済金に充てるというような傾向になりつつある関係から、美方郡の牛として浜坂町のレベルを上げていくという当初の趣旨目的がある程度成果を得られた中では、制度的にこのたびの温泉町の方のいろんな諸制度を活用する中で、今後の和牛振興に浜坂町の和牛振興組合としてはもっともっと利便が図れるという中で、こういう文言での表現で表わしているというのが実態でございます。

松元議長 田村委員。

田村委員 そんなことで、うんちゃあな話はできへんのや。浜坂町がやってみて失敗だったちゅう話だろ。僕は絶対、これは失敗じゃないなと思ってる。ただ、仕組みっていうか、約束事が守れない人があったよと、非常に手をやいたよと、そういう経験があるから、この際、そういう方向づけをしたんだと。僕はこれ仕方ないなと思ってる。私は、この制度で、昔ですけども、これに似たような形の加頭を受けたことがございます。だから、僕はこれぐらいいい制度はないなと思ってる。だから、仕組みがもうちょっと完璧でなかったというところに原因が私はあると思う。浜坂町がやってみたけどもどうもいけなから、今回、合併してもやめようでという話になったとしか言いようがない訳。だから、今のような説明で、廃止ちゃあな話は僕はないと思いますよ。どこに要因があって、例えば制度っていうか、仕組み自体に、行きてみたら牛がおらなんだと、こういうようなこともあったし、というような話でだけでは僕はいけんと思う。しっかりしてくださいよ。

松元議長 担当課長、お願いします。

石原産業経済部副部長 制度として悪かったということではなくて、初期の美方郡のレベルに浜坂町の飼育農家の経営ないし、また牛の資質を上げるというのには効果があって、このたびのいろんな補助制度の中で、温泉町での優良牛の確保事業、浜坂町もある訳ですが、その中で補助金体系を見ますと、温泉町の補助金等、幹旋会20万、牛市での40万以上に対しては15万といったような、そういった補助があることが適用される中で、

特に貸し付け事業として存続が必要ではなくなったのではないかという中で、こういった貸し付け優良確保事業によって推進を図っていくという方でまとめていきたいということでございます。

松元議長 田村委員、どうぞ。

田村委員 ほかの項目で温泉町の例によるとか、浜坂町の例によるとかというのは、比較してみて、やっぱりそっちの方がいいでという話をしとる訳だ。このことは浜坂町がやっていいでという話で、温泉町がやったら悪いでちゅう話にならへんと思うんや。なのに、例えば浜坂町に帰ったときに、合併協でこういう話をしたでちゅうような話はあらへんと思う。だから、これを生かしてください。

松元議長 じゃあ、幹事長。

脇本幹事長 今、田村委員さんの方から、肉用牛の貸し付け事業、浜坂町の方の実績があつてということではある訳ですけども、専門部会等で検討いただきました中では、先程言いましたように、畜産振興全体の事業を見た上で、現在、温泉町がとっていらっしゃる補助制度等で比較をしますと、先程、温泉の町長もおっしゃいましたように、少なくとも生産者、経営というような視点から見ましても、十分、制度的には温泉町の制度の方が、現在の浜坂町の制度よりも確立されとるといふようなことの中で、貸し付け事業という制度を残さなくても十分、畜産業者のといふか、生産者の立場からするとより有利性が高いということで、このたびの合併を機に一つの畜産経営のあり方ということを議論いただいておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいと。当然、また、この場で決まりましても、各町でそれぞれまたそういう畜産和牛組合だとか、振興会だとかありますので、そういうところでまたそれなりの一定の理解をいただくような手だてはさせていたごうと思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

松元議長 田村委員、まとめてお願いいたします。

田村委員 そういう説明が初めからあるなら別や。流動的な要素っていったら、さっき僕がちょっと言ったけどね、浜坂町ではこういうことがあつたんだと、だから仕組みや、そういうもので苦労をしたよと。だからこれはやめだ。そのことが流動的な要素があると、こういうように表現したるうがな。間違いないだろ、それは。そんな話はあらへんで、そら。だから、幹事もしっかりしてもらって、生かしてもらわないけんで、そら。

松元議長 幹事、再答弁をお願いいたします。

脇本幹事長 あくまでも先程もお話が出ておりますように、幹事会としましても、合併

を機に一つの行政の再点検といいますか、事務事業の棚卸しというような視点でもってそういう議論も深めておりますので、そうした中では、先程出ましたように、全体を見たときに温泉町の畜産の補助体系、また生産者の側から見た体系というものがほぼ完備されとると。特にこの協議会の場でも議論がありましたように、但馬牛増頭作戦というようなことも当然、議論にあった訳でありますし、そういうことからして、現行の浜坂町の制度を存続させるというか、残さなくても、温泉町の制度でもってすれば生産者の側からも、より有利な制度の活用が図れるということでこのように決めさせていただいておりますので、また先程言いましたように、それなりに関係します団体等につきましては、また関係町の課長等を通して、そういう理解をいただくような機会を図らせていただきますので、この場ではひとつ、専門部会でそれなりの議論を深めたという経過を我々も確認をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

松元議長 田村委員。

田村委員 浜坂がやってることが、どちらかというと過剰ぎみですよちゅうなら別や。過剰だよと。過剰っていうなら別やが、今までも私の町でやってきとることでいろんな異論があったんだっていうなら別だ。温泉町のやってると浜坂町のやつと比較してみるちゅうと、ちょっと浜坂町は過ぎとるでと。それまでせんでも温泉町の対応のものでまあまあ少々辛抱しても理解が得られるでということならわかる。そうじゃないでしょうがな。流動的な要素があるということを言っている以上はな、違うちゅうことや。考え方が違っておるちゅうことや、そもそも。本質が違うがな、あんた方の考えてることは。そうでしょうがな。

松元議長 田村委員、議長として判断なんです。ただいま幹事長の答弁している内容を見ますと、今、おっしゃられてる内容とほぼ一緒だと思うんですけどね。温泉町の事業でそれがほぼ賄えていけますと、それに相当するものが賄えてますけど、実際に多少差が出てきたとしたら、それを理解していただくために……（「流動的だっていうことを」と呼ぶ者あり）流動的だっていうことを下げたらいいんでしょ。だから、温泉町の例に倣ってカバーしていきますということではいっとるんですけど、流動的ということが中に入ったということが問題だということなんでしょ。

田村委員 流動的だとどんな流動的なことがあったかということをやったらええがな。流動的なことを僕が言ったのはちょっと触れたでしょう。そういうことを指して流動的だっていうのは、我々は苦労したんだから、制度自体はええけども、取り立てに困ったとい

うことを表現してる訳でしょ。

松元議長 実質、運営において困ったということがあったということをごどうかということとでしょ。(発言する者あり)わかりました。その点を踏まえての答弁、お願いいたします。

脇本幹事長 大変失礼しました。事務事業の調整の報告書の記述については、適正な表現でないというように理解をさせていただきまして、今、御指摘のことも含めて、次回に調整報告書の修正を出させていただいて、この流動という言葉については適切な表現ではありませんので、修正をさせていただくということで、制度的には先程申し上げておりますように、畜産の振興を図っていく、また生産者の生産意欲を高めていくというような視点からしますと、現行の温泉町の体系がより優れた制度になっておるということで、この合併を機に統一を図りたいということで専門部会等で調整をさせていただいておりますので、その点、改めてまた御理解をいただきたいと思います。字句の修正をさせていただきますので、次回にはそれなりにまた専門部会で議論させていただきますので、御理解をいただきたいと思います。

松元議長 ちょっと暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

答弁がありますので、先程の……(発言する者あり)先にですか。

田村委員、どうぞ。

田村委員 字句を訂正してよしとせえという話だけども、私はどちらかという、選択性にしてもらいたいと思う。これは生かしていただいて、温泉町の方がいいというならそちらをとっていただく、浜坂町の方がいいと思ったときにはその方法をとってもらう。好みによって選択をしていただくということで残していただきたいなと思います。今までかつて僕も聞いたことがないから。

松元議長 暫時休憩します。

〔休 憩〕

松元議長 会議、再開いたします。

ただいま田村委員からの考え方についてありましたんですが、これについてまた結論を出す前に、一応、幹事の方で答弁させていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

幹事長。

脇本幹事長 今、現行のものも残しながら生産者に選択の余地を残したらというお話もある訳ですけども、それらについても専門部会でも議論はいただいたと思いますけれども、やっぱり現行の制度の中でちょっと課題もあるというようなところから、今後、畜産の振興を図る上では体系的に温泉町の制度が生産者にとっても有利性が高いというような判断の中で検討をいただいておりますので、先程、ちょっと御意見出ておりましたように、流動的な要素が多いためということにつきましては、他の支援施策等と総合的に勘案し、廃止の方向で調整することが適当であるというように表現をさせていただいて、御理解いただきたいと。少なくとも、現行制度を残すことも議論はいただいたと思いますけれども、やっぱり生産者の側からとると、温泉町の制度がより有利性が高いということでそのような協議結果になっておりますので、ぜひともその点、ちょっと一つの町になっていくのに2つの制度を残してやるということについては、やっぱりどうかなということが我々幹事会でもちょっと議論になっておりますので、その点ぜひとも、先程言いましたように、今後、畜産農家等にそういう協議の場がありますので、十分そういう説明をさせていただきます。ひとつ御理解をいただきたいと思います。

松元議長 田村委員、ちょっとまとめでお願いいたします。

田村委員 専門部会の部会長がどなたか知りませんで。けども、私のところの産業課長、石原課長の説明では、あんたがおっしゃるような理解ができるような答弁じゃあらへんの。答えじゃあらへんのや。だから、僕は申し上げとる訳。本当にこの制度は、温泉町との比較になってるから、私は中身がどうなると、ここは温泉町が優れとるし、この方は浜坂町が劣るとと、そういう比較論をしたこともない訳だ。けども、部会の部会長である人の、説明ちゅうかなは本当の答えになっとれへんのや。自分のものにはなっとらへん。ほんで、うちの浜坂町でこの制度に本当に今まで問題点があったというなら別ですよ。非常に喜ばれて畜産振興に寄与するというのが本当に一番、これが僕は最良の方法かなと思っとる。だから、何ぼ幹事会でも、一つぐらいは委員の意見も聞いていいじゃないかということを経済的には申し上げとる訳だ。どうしてもいけんっていうんなら、どういことがいけんたえっていったら、比較論でここがいい悪いっていう、つい上辺だけで温泉町の方がよげなでちゅうような話は僕は聞けんと思っとるんや。(発言する者あり)

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 具体的に温泉町の制度が有利だということを申し上げますのは、実は私の

方の浜坂町の制度では50万円を貸し付けて、50万円を回収するという制度になっております。ところが、温泉町の制度は、浜坂町でも若干、額的には少ない訳ですけども、温泉の場合は、斡旋会等で購入しましたら1頭当たり20万円補助しますという制度になっています。それは出しっ放しで、生産者にとりましたら、仮に浜坂町で50万で買ったものは50万返していただくことになる訳ですけども、温泉町の場合は50万で買って、実際、自分が30万だけ負担したらいいというような制度になつとる訳です。やっぱり生産者の側から見ますと、先程、温泉町長も言われましたように、当然、その経営というような視点でリスクも負うていただかないけん訳ですけども、ある一定のやっぱり助成制度も、政策面として但馬牛の増頭作戦というような視点からやるということの中で、専門部会等ではそういう方向が、財政的には苦しくてもやっぱりあるべき方向だろうというような結論づけをやっていただいておりますので、ぜひともそういうように御理解をいただきたいと思っております。

松元議長 田村委員。

田村委員 もらい切りというのと、貸し付けして回収するというのは苦勞が違うわけだ。だから、そういうふうにしたとしか考えられんだろうがな。だから、流動的ちゅうようなことを言っただろう。そこまで言われたら、もう残すより方法はないだろうがな。文言をかえて理解せえや、納得せえやちゅうような話はあらへんで、そら。確かにもらい切りの方がええかもわからんし、回収しようと思ったら危険が伴うしね、貸したもんは。だから、流動的だって言ったやろ。ほかのことに、文言に、みんな満足するようなことばかり書いてあるがな。ここだけだ、あほな話しとるのは。

松元議長 田村委員、大体同じことをさっきから言っておられます。ほかの方の御意見を伺いしたいと思えます。

ただいまの肉用牛貸付事業について御意見ございましたら、ほかの方でおっしゃってください。肉用牛貸付事業についての御意見が、ほかの委員の方でございますか。

田中要委員。

田中(要)委員 畜産関係でありまして、いずれにしましても名声但馬牛でありますから、どの町であろうと但馬牛、美方郡においては力を入れておる訳でありますけども、とりわけ今、田村委員の方から言われておるように、この肉用牛の貸付事業というのは、我々としては近年、温泉町ではこういうことは聞いたことがない訳でありまして、現実問題、浜坂町の中で有名、名前だけはあるんだけど、現実、借りておられる方がおられて、さ

らに将来的に見ても、この貸し付け事業に手を挙げられる方々がありそうだというのであれば残せばいいんです。現実問題、これはもうほとんどありませんでというのであれば考えていかなきゃならんですけども、私は温泉町ですから、具体的に浜坂町の畜主が、あるいは牛を飼おうとする意思のある町民の方々が、これらを本当に望んでおられるのかということだと思えますけども、私自身そういうことわかりませんから、幹事の方で具体的にあればお教え願いたいと思いますが。

松元議長 幹事長。

脇本幹事長 制度的には、今、一覧表を見ていただきましたらおわかりのように、県等の利子補給制度、町も随伴する訳ですけども、そういう資金の融資制度等もありまして、そういうようなことを活用していただきながら、先程から出ておりますように、町の補助金でもって生産意欲を高めていくというような施策が妥当ではないかと。今、浜坂町が1頭当たり50万貸し付けして、その額を回収しておるという制度、5年間、無利子で貸しとるということではある訳ですけども、そういう制度よりも、より国の制度等を活用いただきながら……(「浜坂がどんだけやっとなるかだ」と呼ぶ者あり)あ、どんだけやっとなるか、15頭です。毎年、15頭ずつ750万やっとなる訳であります。その繰り返しでございます。(発言する者あり)

毎年、同じ方が順繰り順繰り、借りては返し、借りては返しということで、本当の、この場でこういうことを申し上げるのは失礼ですけども、制度としての体をなしていないというのが現状ではないかと考えております。(発言する者あり)

松元議長 じゃあ、暫時休憩します。

〔休 憩〕

松元議長 それでは、会議を再開いたします。

ただいまの肉用牛貸付事業についての件は、今日、皆さんから御意見をお伺いしております。この件につきましては、再度、次回に提案をし直すか、何かの方法でまた諮りたいと思います。

この41号全体につきまして、この件以外でございますか。

田中董委員。

田中(董)委員 先程、西村委員さんと重複をするんですけど、私は優良牛の確保事業と、それから施設整備事業なんですけども、確かに今、財政が厳しくて、そして畜産農家もやはり自主自立が基本ですよということがあるんですけど、私の申し上げたいのは、今、

本当に但馬牛はどんどん減ってきて、美方郡はもう2,000頭を割っておるという中で、温泉町も確かにこの16年の2月で735ぐらいですよ。浜坂が187ぐらいで、両町で1,000頭を割っとるんです。だから、先程ここに見直しをするんだと、温泉町の例を基本にして見直しの上、継続すると両方ともなっておりますね。だから、私は、これは急激な見直しをせんと、やはり農家の皆さんがまだ生産意欲、これならできんだというよなところをされんと、一度に財政が厳しいから急激なその単価の下げをやりますと、私は生産意欲がなくなるんじゃないかなという心配があります。だから、これらは本当に慎重にさせていただきたいと思いますが、どうでしょう。

松元議長 それでは、幹事会、お願いいたします。幹事会で答弁をお願いします。

北村副幹事長 今回の優良牛確保事業につきましては、実は先程、説明も申し上げました、本年度で失効をいたします時限立法となっております。そういった関係で見直しをするということで記載をいたしておりますし、なおかつ、これを当初、制度を立ち上げたときの牛価の低迷ということが非常に大きな要素としてございました。そういった背景も現状の中では大きく変わってきてる部分がございます。いろんな状況を勘案しながら、また畜産農家の意向等も踏まえながら検討をいたしていきたいという思いでございます。

松元議長 田中董委員。

田中(董)委員 確かに言われるように、今、牛価は上がっとるんですよ。しかしながら、畜産の意欲というものはだんだん減欲して、頭数は減ってきてるという中で、だからここに今、急激にどんとそういうものを下げると問題がありはしないかということと、私はこの牛の増頭については行政の力だけではいけないと。確かにこの補助政策は、温泉町というんか、村岡の方は非常に制度が手厚くなっております。私、10年ほど前なんですけど、淡路に行ったときに、本当に向こうの方は制度ではなくして、本当の畜産農家のフォローをしておるといのが今の農協なんですよ。しかし、今のJAの畜産部なんかは、農家の皆さんが牛がいつ生まれるから来てくださいということではなくして、淡路のように、もう向こうの方で予定日をきちっと把握しておって、絶えず巡回してそういう指導をするというようなことをしておりましたし、する中で、確かに町長の言うておる補助対策事業は温泉町の方は非常に手厚いと。宮崎県あたりはあれだけ牛があっても、温泉町の半分もそういう補助の対策事業はない。しかし、なぜ、増頭ができないかというところに大きな問題があると思いますので、もう少し、当分の間、見直しても、急激な見直しではなくしての畜産農家の生産意欲をそぐわないような、ひとつ対策をぜひ立てていただきたいと、

そういうふうに思います。

松元議長 幹事。

北村副幹事長 当然に但馬牛ということで、温泉町と浜坂町にとりましても大切な、いわゆる資源でございます。そういった観点から、今、御意見ありましたように、ＪＡ、それから県、それから町、行政が一つになりまして、さらには畜産農家を交えた検討等も行っていきながら確立をしていきたいというふうに考えますし、今の金額の面につきましては、大幅なというのがどの程度かという問題もございませけれども、できる限りの支援を行ってきたいというふうに思いますし、総合的な状況を勘案をして決定をしていきたいというふうに考えるものでございます。

松元議長 よろしいですか。西村委員、いいですか。

西村委員。

西村委員 すいません。温泉町の西村でございます。最初の質問の折にお願いいたしました担い手育成の推進対策並びにその環境づくりは、どのようにお考えでしょうか。そのお答えをお願いしたいと思います。

松元議長 部会でお願いできますか。

部会長。

岡田産業経済部会長 温泉町の岡田でございます。畜産振興の今後のあり方について御提言いただいておりますけれども、先程、委員の、田中委員さんでしたでしょうか、美方郡の畜産の現状、飼養管理の現状もちょっと申されましたけれども、そういうふうな、現在、頭数が減ってきているという現状がございますので、今、美方郡の普及推進協議会で、実は若い人たちを中心にして、いわゆる但馬牛を守っていく会っていうか、そういうものを立ち上げようとしております。そういうふうなことを足がかりとして、今後ますます畜産振興に努めていきたいというふうな思いがしておりますし、それから先程来、出ておりますように、この畜産振興というのは美方郡だけじゃなくて、特に但馬あるいは温泉町なんか特にそうですけれども、核となる事業でございますから、今後、施設整備等の内容も含めまして検討をしていきたいというふうに思いますし、先程来から申し上げておりますように、担い手の推進につきましては、普及センター等を核にしながら推進を図ってきたいというふうに考えておるところでございます。

松元議長 よろしいですか。

岡田委員、どうぞ。

岡田委員 農林振興事業の5項に掲げておられます土地改良事業の修繕分担金を廃止するというふうなことに掲げてあります。報告書を見ても、確かにこの土地改良事業に係る農業用施設の維持管理は地元で行うことが望ましいため現行の町単独分担金は廃止して、そして上記の、すなわち事業助成の方で対応するんだと、こういうふうなことになってくるんじゃないかと、このように思う訳ですけども、実はこれ素直に読んじゃうと、これはもう分担金廃止すれば町ですべて維持管理するんだなというような感じになっちゃいます。しかし、こういう報告書を受けてこのようにしておることになれば、やはりひとつ確認をしていきたいというふうに思うのは、維持管理、この修繕工事等の関係について、どのような形で温泉町の例を見直しした上で統一しようとされておるのか。その点が、現行からしますと、浜坂町さんは維持管理のために一定の事業費にもちろんなる訳でしょうが、現行からすれば70%も助成をされてきておるといふ現実、温泉町の場合では55%の補助をしておるといふ裏返しはそういうふうになっておる、この事業の補助メニューの関係です。したがって、これがいきなり廃止ということとともに上の助成事業でどのような形で、今度は性格を変えて補助金という形で計上されてくるのかどうかと、こういうふうな点のちょっと確認をしていきたいと思っております。

松元議長 部会でお願いできますか。

岡田産業経済部会長 温泉町の岡田でございます。先程、岡田委員さんの方から御質問がありました町単の土地改良事業のことにつきましてですけども、基本的には集落で管理されております用水路等であったり、そういうものについてはできるだけ、現在ですと直接支払い制度等がございます。そういうものを活用しながら守っていただくということでございますけれども、それらで対応できない場合については事業助成の方で対応をさせていただくということでございます。その掲げております表については、まだ精査されておられませんから上がっておりませんが、この中に、今言いましたようなものも含めて上げていくということで、いわゆる土地改良事業の町単独の分担金条例とかそういうものについてを廃止し、事業助成については、いわゆる農業関係の事業助成についてはここで一本化して、農家あるいは農地等を守っていくということで考えておるところでございます。

松元議長 岡田委員、どうぞ。

岡田委員 そうしますと、基本的には浜坂、温泉両町の今の分担金の率というものが15パー、温泉の方が悪いというふうなことになっておる訳ですが、このような関係につい

ては、基本的には温泉町の例をひとつ見直しながらそちらにいくということは相当ダウンをさせていきたいと、こういう考え方になるのでしょうか。浜坂町から見ると、特に大幅に変わってくるなというふうな感じもする訳ですが、そういう点についてちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

松元議長 お諮りいたします。ここで5時が近づいておりますが、予定の42号まで上げたいと思いますので、時間延長のほどを御了解願いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、ただいまの岡田委員に対する答弁をお願いいたします。

岡田産業経済部会長 失礼いたします。基本的には、今、微調整ができておりませんので結果は申し上げられませんが、温泉町の今現在の基本が大体50%以内というのが大体基本になっております。そこを基本として調整を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

松元議長 よろしいですか。

ほかございますか。

〔質疑なし〕

松元議長 ないようでございます。

それでは、本日はここで、この41号に関しましては終わり、継続としたいと思います。御了解いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、41号については、本日は終わらせていただきます。

続きまして、協議第42号、学校教育関係事務事業の取扱い(その1)についてを議題とし、会長にかわり事務局に朗読と説明をさせます。局長。

阪本事務局長 24ページをお願いいたします。協議第42号、学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について。学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について提出する。平成16年6月16日提出。浜坂町・温泉町合併協議会会長。

協定項目は23-13でございます。各種事務事業の取扱い、学校教育関係事務事業の取扱い(その1)について。通学区域。通学(園)区域は、現行のまま引き継ぐ。校外指導。校外指導に対する助成は、温泉町の例を基本に見直しの上、統一する。英語指導。英語指導助手は、現行のまま引き継ぐ。幼稚園。幼稚園の事業は、浜坂町の例により統一

する。

25ページをお願いいたします。課題、問題点でございますが、1点目の通学区域ですが、現在、幼稚園は浜坂町に2園、温泉町に6園ありますが、通園区域の指定はしていません。なお、温泉町は、平成17年度から、幼稚園と保育園の一元化による幼保センターを開設する予定にしております。小学校は浜坂町に4校、温泉町に6校、中学校は浜坂町に1校、温泉町に3校ありますが、こちらは通学区域を指定しております。なお、温泉町の中学校については、1校とする統廃合の答申が示されております。通学区域につきましては現行のまま引き継ぎ、統廃合が行われた場合は、現行の学校配置に基づき区域を指定することが適当であると思われま

す。2点目の校外指導でございますが、校外指導に対する助成は、浜坂町では中学校の部活動のみが対象であるのに対し、温泉町は小・中の児童生徒が対象となっております。また、補助基準や額も異なるため、調整が必要であります。この事業につきましては、体力、学力の向上を図るために行っておりますが、その目的を勘案しますと、温泉町の方が対象範囲が広く、また補助対象項目が明確でありますので、温泉町の例を基本にして見直しを図り、統一することが適当であると思われま

す。3点目の英語指導ですが、外国人の英語指導助手については、浜坂町は独自でニュージーランドから公募により招聘し、温泉町は神戸日豪協会を通じてオーストラリアから招聘しております。この事業は、英語教育の充実や地域の国際化の進展のために実施しておりますが、教育の基礎となる幼稚園、小・中学校におきまして、今後とも必要でありますので継続することが適当であると思われま

す。4点目の幼稚園でございますが、授業料につきましては2町とも同額であります

が、徴収月が浜坂町では12カ月であるのに対し、温泉町は夏休みの1カ月を除く11カ月と差があります。授業料は在籍に対する徴収でありまして、また夏休み期間中

でも登校日やプールの使用等があるため、徴収月は12カ月とすることが適当であると思われま

す。次の調整方針は先程と同様でございます。

26ページをお願いいたします。現況比較表でございますが、1点目に通学区域につい

て、幼稚園、小学校、中学校とそれぞれ掲げております。通学区域をそれぞれ学校ごとに記載しておりますが、これを現状のまま引き継ぐことにしております。

2点目の校外活動でございますが、対象、補助金、実績について掲載しております。これは温泉町の例を基本に見直しをかけ統一することにしております。3点目には英語指導の助手、4点目には幼稚園の授業料を掲載しております。英語助手に関しましては現行のまま引き継ぎ、幼稚園の授業料は浜坂町の例に統一することにしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

この件につき質疑を受けます。

小林委員。

小林委員 浜坂町の小林です。幼稚園の件ですけれども、温泉町は平成17年度から、稲負谷の先に大きな工事をしておりますね、あれだろうと思いますけれども、そのことについて今後どうなるのか、詳しく説明をお願いします。

松元議長 馬場町長。

馬場副会長 じゃあ、私の方からお答えをしたいと思います。

保育園2カ所、それから幼稚園6カ所を幼保センター、ゆめっこランドに統一をしてまいります。なお、運営の中身といたしましては、幼稚園部と保育園部を設定いたしまして、保護者のニーズにのっとり、どちらでも選択をできるという対応を図りたいと思っております。今、2カ所の保育園につきまして、通園バスで送迎をいたしておりますので、この通園バスがあと1台ないし2台必要だというふうに思っております。周辺部につきまして、基本的には保育園部については保護者の送迎ということを、これはゼロ歳児、未満児等については基本にいたしておりますし、それ、通園につきましてはもちろん希望を取りまとめ、通園システムを確立をしたいというふうに思っております。スタッフにつきましては、今おります幼稚園、それから保育園の保育士、教諭を基本的に充当していくという考え方でございます。

詳細につきましては、また担当課長の方でお答えをしたいと思います。

松元議長 はい、課長、代表でお願いします。

尾崎教育部副部長 温泉町の学校教育課、尾崎でございます。現在、先程、町長申し上げました幼稚園、保育園と、それから子育て支援センター、これらを一体化をしていきたいというふうなことで、子育て支援をしていきたいというふうな状況でございます。建

築につきましては、16年度中の完成を予定いたしております、17年4月1日からスタートをさせていきたいというふうなことでございます。4歳児、5歳児につきましては60名を予定をいたしておりますので、それぞれ幼稚園、それから保育園とも30人以下というふうなものを選択をしていただくというふうな予定で進めております。4歳児、5歳児は30名以下というふうな予定で進めていきます。また、3歳児につきましては、20名以下というふうなクラス設定を考えてるところでございます。未満児等につきましても、それぞれクラスを設定をしてるというふうなことで、建物はそれぞれ幼稚園も保育園も一つの棟の中に入ってまいります。それに併設、建物は続いておりますけれども、子育て支援センターの部門を設けてるというふうなことで、建物、総面積が約2,200平米ぐらいのものと、平家建てのものでございます。というふうなことで、現在、建築を進めております。総事業費で約11億円というふうな状況でございます。以上でございます。

松元議長 よろしいか。

小林委員。

小林委員 大変立派な大きな施設をされておりますけれども、その運営に当たって、今後、今まで以前必要でなかった、例えば通園用のバスとか、そういうランニングコスト的な部分は、以前よりどれくらい上昇するというように考えておられますか。

松元議長 課長、どうぞ。

尾崎教育部副部長 ランニングコストの部分をきっちりと数字的には把握をいたしておりませんが、現在では保育園の方に2台バスを配置いたしておりますけれども、これを4台配置をして、すべてこの4台で町内の幼保センターに通う園児等につきまして送迎を行っていきたい。ただし、未満児の乗車不能の状況のある方につきましては、保護者の方で送迎をいただくというふうな状況でございます。ランニングコストの方を詳細に算定いたしておりません。現在のところ、ちょっと持ち合わせておりませんので、御了承を賜りたいと存じます。

松元議長 町長、補足お願いします。

馬場副会長 じゃあ、私の方から補足をさせていただきますが、実は以前も申し上げましたが、面積的には約1万平方メートルございまして、用地費がざっと4,500万でございます。補助事業といたしまして、幼稚園部分につきましては文科省の補助事業を導入し、保育園部分につきましては厚生労働省のものを補助いただきます。さらに、子育て支援センターは農林水産省の5割補助、2分の1補助ということで、全体の補助額につま

してはちょっと今、手元に資料を持っていないところではありますが、補助残につきましては過疎債をメインに充当してまいりますので、もちろん交付税算入で、7割相当分につきましては交付税で算入をされるというものでございます。

ランニングコストのあり方につきまして、一つの棟で、平家でありますから、もちろん備品等につきましては現在、幼稚園、保育園で使用しているものを極力使っていこうという考え方でございますし、また、ランニングコストの低減を図る意味から、省エネ等に配慮をした施設設備ということになっております。

詳細につきましては、また後刻、そのランニングコスト等の内訳も一定の精査をいたしておりますので、御報告を申し上げたいというふうに思います。

松元議長 ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ほかには質疑がないようでございますので、ここで質疑を打ち切ります。

協議第42号は、御確認いただいたものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 異議なしのようでございます。それでは、御確認いただいたものと決めます。

次に、その他の件で住民懇談会について、事務局から説明いたします。

事務局長。

阪本事務局長 本日、お配りさせていただきました、まず、浜坂町・温泉町合併協議会の住民懇談会開催要領というものが1枚もんと、もう一つ、新町まちづくり計画の素案というものが、これは6枚をホッチキスで綴じたもんでございますけども、きょう、お配りさせていただきました。今度、6月の24日から、温泉町を皮切り、温泉町が24日ですけども、住民懇談会を開催させていただくことにしております。その内容につきまして西村主幹の方と、財政の方につきましては西村次長の方に内容を説明いただきますのでよろしく申し上げます。

松元議長 続いてお願いします。

西村主幹兼計画係長 失礼します。それでは、開催要領につきましては、今日、建設計画につきましては公共施設のところまで御確認をいただきましたので、説明事項としましてはまちづくり計画案の概要についてということで、まちづくりのビジョンなりデザインを示していくと、で、意見をいただくというふうなことで考えております。広報については、各町で行うというふうにしております。

それでは、素案の方ですけれども、この内容につきましては協議会の方で確認をいただきました内容を抜粋をした内容であります。表紙の写真については、現在、2町の写真の準備をしているところです。2ページについては、2町の特徴、課題というものをチャート式に流れを整理しております。3ページについては、合併の基本理念、まちづくりの理念、そして将来像を記載しております。次に、4ページ、5ページにつきましては、施策の体系ということで、理念から主な事業の概要につきまして体系化したものしております。6ページについては、広域的な位置図、そして地域構造図を記載しております。

では、次は、次長の方から説明します。

松元議長 どうぞ。

西村次長 それでは、7ページ、8ページの財政計画の概要版でございます。説明をさせていただきます。

住民説明会用、懇談会用ということで、簡略化をして作成をしております。主に収支、それから基金の残高を中心にグラフで表示をさせていただきました。一番、7ページの下に米で2番と書いてございますけれども、この棒グラフにつきましては単年度の収支、形式の収支を棒グラフで表しております。要するに、歳入におきましては通常、不足が生じた場合は基金から繰り入れをいたします。また、歳出におきましては財源の留保、好転すればそれをまた貯金する、基金に積み立てるといようなことを通常はやっとなる訳ですけども、ここではもう形式的な単純な収支を表させていただいたものがその棒グラフで、上の方が合併しなかった場合、2町と書いてございますけど、美西もこれには含んでございます。それから、下には新町の財政収支見通しということでございます。白い棒が歳入、網かけの棒が歳出、それから実線で線を引いてございますのが収支、それから破線で線を引いてございますのが財政調整基金の残高ということでございます。上の方の合併しなかった場合という部分でございますけれども、平成14年度の決算が直近の決算ですので、そこからスタートをしまして、あと合併年度、それから5年刻みで棒グラフをつくらせていただきました。ここではちょうど年度が出てきませんけれども、合併しなかった場合の試算を各町でしていただいた分を合算したところでいきますと、平成18年度には財政調整基金がゼロということになります。その後、ずっと赤字というようなことで、ちなみに18年度から26年度までの累積の赤字は、概算ですけれども、約25億円というようなことになります。

それから、下の方でございますけれども、新町の財政収支見通しということで、今日、お

示しました財政計画の分を数字でここに表わさせていただいております。若干、数字が異なっておりますのは、今、申しました繰入金とか積立金の調整をしとる分が、今日、お示したものと若干、数字が違っておると思いますけども、それを差し引きしていただきましたら合うようになってございます。17年度から21年度あたりまでですけども、上の方にもちょっと書いてございますけども、合併に伴う臨時的経費も増加いたします。そういうことで、人件費などの合併効果、これが最初の間はなかなか出てまいりませんが、平成25年度以降、プラスに転じて毎年積み立てが可能になるというような状況でございます。上、下の棒グラフを見比べていただきましたら、歳入、白い方は合併した方が多く、網かけの歳出につきましては合併した方が少ないというようなことで、これが一つの合併効果であるというふうに理解をいただけたらというふうに思います。

最後、8ページを開いていただきましたら、合併による財政効果ということで、そこに財政支援6つ、それから主な歳出の削減効果を2つ上げさせていただいております。詳細な説明は省略をさせていただきます。以上です。

松元議長 ただいま説明は終わりました。

このことについて質問はございますか。

西村委員。

西村委員 温泉町の西村でございます。ただいまこの資料を見させていただきましてなんですが、5ページの主な事業の概要、これはこのままの文字で住民に提出されるものなんでしょうか。

松元議長 事務局長。

阪本事務局長 この部分につきましてはちょっと、今日の分につきまして間に合いませんでしたので、このままお示しさせていただきましたですけども、住民に対してはもう少し拡大させてもらって見ていただこうというふうに思ってます。すいません。6ページもでございます。6ページもちょっと字が小さいもんで、5ページ、6ページはちょっと拡大して見ていただこうと思ってます。以上でございます。

松元議長 ほかありませんか。よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは、次に、次回協議会の開催について、事務局から説明いたします。

阪本事務局長 次回の開催予定でございますが、今日の名称の関係で、最後に会長の方から臨時会を開いてもということでありましたので、今度、7月の9日、金曜日、午後1

時30分から、ちょっと会場の方はまだ確認をしておりませんので、会場はちょっと未定でございますけども、次回の日付だけは7月9日、金曜日、午後1時30分ということで提案を申し上げたいと思います。内容につきましては、そのこの協議事項、ちょっと時間がないので、これ全部ができるかどうかわかりませんが、そういう内容と、あわせて、今日、継続になりました名称の関係、それと農林水産関係のものを次回の協議事項として提案をさせていただく予定にしております。以上でございます。

松元議長 次回開催について説明ありました。

質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 ありませんか。それでは、そのように日程調整をよろしくお願ひしたいと思います。

小林委員、どうぞ。

小林委員 先程、質問をし損ねたので、質問でないわけですから適当に答えていただいたらいい訳ですけど、先程の住民懇談会の日程はこの予定どおりにされるつもりなんでしょうか。ある程度名前が決まらないと、出るのも出にくいんじゃないかなというように思う訳ですけども、どうでしょう。

松元議長 局長。

阪本事務局長 今のところでは議題の中、議題っていいですか、質問の中で名称のことが出るかもわからないんですけども、こちら側の説明ということはまちづくり計画が主な内容でございますので、予定どおりさせていただけたらというふうに思っております。以上でございます。

松元議長 よろしいか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松元議長 それでは最後に、閉会の挨拶を馬場副会長よりお願いいたします。

馬場副会長 それでは、閉会のご挨拶を申し上げたいと思います。

長時間にわたりまして、終始熱心に議論いただきましてありがとうございました。この課題、懸案でございました新町の名称につきまして、町長、議長の方に御一任いただいたという中で、一定の方向づけをさせていただいたというふうに思っております。それらにつきまして、それぞれ皆さん方のいろんな思いがあるかと思いますが、冒頭、議論いた

だきましたように、お互いの信頼関係を構築をしていくこと、さらには日本古来の和をもって尊しとなすという理念、信念というものを根底にぜひお持ちいただきまして、新しい目指すべき町が住民の皆さんにとりまして素晴らしい町となりますように、一層の御支援、御協力、御精励を心よりお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○松元議長 これをもちまして閉会といたします。御苦労さまでございました。